

会議録
平成 29 年第 3 回更別村議会定例会
第 1 日 （平成 29 年 9 月 11 日）

◎議事日程（第 1 日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 一般行政報告
- 第 6 教育行政報告
- 第 7 報告第 3 号 平成 28 年度更別村財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率の報告の件
- 第 8 承認第 1 号 平成 29 年度更別村一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分の承認を求める件
- 第 9 承認第 2 号 平成 29 年度更別村一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分の承認を求める件
- 第 10 議案第 52 号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第 11 議案第 53 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更の件
- 第 12 議案第 54 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更の件
- 第 13 議案第 55 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更の件
- 第 14 議案第 56 号 平成 29 年度更別村一般会計補正予算（第 5 号）の件
- 第 15 議案第 57 号 平成 29 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の件
- 第 16 議案第 58 号 平成 29 年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の件
- 第 17 認定第 1 号 平成 28 年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件
- 第 18 認定第 2 号 平成 28 年度更別村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 19 認定第 3 号 平成 28 年度更別村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 20 認定第 4 号 平成 28 年度更別村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 21 認定第 5 号 平成 28 年度更別村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 22 認定第 6 号 平成 28 年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

◎出席議員（8 名）

議長 8番 松 橋 昌 和
 1番 安 村 敏 博
 3番 高 木 修 一
 5番 上 田 幸 彦

副議長 7番 本 多 芳 宏
 2番 太 田 綱 基
 4番 織 田 忠 司
 6番 村 瀬 泰 伸

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村 長 西 山 猛
 教 育 長 荻 原 正
 代表監査委員 笠 原 幸 宏
 総 務 課 長 末 田 晃 啓
 総 務 課 参 事 女ヶ澤 廣 美
 産 業 課 長 本 内 秀 明
 建設水道課長 佐 藤 成 芳
 子育て応援課 新 関 保
 教 育 次 長 川 上 祐 明

副 村 長 森 稔 宏
 農業委員会長 道 見 克 浩
 会 計 管 理 者 小野寺 達 弥
 総 務 課 参 事 渡 辺 伸 一
 企画政策課長 佐 藤 敬 貴
 住民生活課長 宮 永 博 和
 保健福祉課長 安 部 昭 彦
 診療所事務長 酒 井 智 寛
 農 業 委 員 会 小 林 浩 二
 事 務 局 長

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長 高 橋 祐 二
 書 記 小野山 果 菜

書 記 平 谷 雄 二

(午前 9時59分開会)

◎開会宣告

○議長 ただいまの出席議員は8名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成29年第3回更別村議会定例会を開会をいたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村長 皆さん、おはようございます。本日ここに平成29年第3回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、我が村にも甚大な被害をもたらした台風災害から1年、本村や各方面で復旧に向けた力強い声が響いています。収穫期を迎えた今、天候にも恵まれ、順調に農作業が推移しているとの報告を受けております。生産者の皆様の昨年来のご苦労を考えますとき、ことしこそ豊穡の秋となることを強く念願するものであります。収穫作業が無事に終わることを心より祈っております。なお、具体的な作物の作況状況につきましては、一般行政報告等でご報告申し上げますので、お目通しをお願いするものであります。

一方、経済、景気状況でございますけれども、依然として顕著な回復傾向は見られないのが現状であります。村内初のB型就労支援施設の建設や飲食店等の出店、進出など、商店街や中心地での活性化への動きも見られます。また、上更別市街地での認定こども園の建設は、上更別地域での子育て支援の拠点として大いに期待されるところであります。基幹産業の農業をめぐるのは、哺育・育成牛預託施設が完成し、本村の酪農、畜産振興への歴史的な第一歩が始まっております。また、5年に1度の和牛の全国共進会へ村より全道代表として出陳されておりますが、昨日入った情報によりますと、肉牛の部で9席ということで、A5のランク、最高ランクを受けたということでもありますし、もう一つは、全国5位に当たります5席の優良賞ということで獲得をしたということを受けております。十勝、更別の畜産、和牛が非常にレベルの高いものになってきているのではないかと、ということで、非常に喜ばしいことだというふうに思っています。さて、国際的にも依然としてTPPやFTAの動きはいまだ予断を許しません。国や道への要請を強化し、しっかりと農業を守っていかなければならないと考えております。

平藤東大特任教授率いるクレストが熱中小学校に研究拠点を置き、ビッグデータの収集、解析によるAIを活用した先進農業の研究を本村で開始したところであります。熱中小学校も第2期は131名でスタートすると聞いております。続いて、訪問看護ステーション開設に係る案件を今議会に提案しております。介護、医療、福祉のさらなる充実のために、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。本年度の普通交付税は、昨年比6.5%の大幅な減額となっております。依然として厳しい状況にあります。地方創生の着実な推進のためにも、しっかりと地方への財源移譲や財政措置を引き続き強く要望するものであ

ります。現在第5期総合計画の施策実行と検証をしっかりと行う中で、第6期総合計画の策定作業を鋭意進めております。課題山積の中ではありますが、村づくり3原則、住みたい村、住み続けたい村、働ける村、訪れたい村の原則、理念でスピード感を持って村政に当たってまいり所存であります。議員各位の皆様のご指導とご協力を重ねてよろしくお願い申し上げます。

今定例会におきましては、平成28年度各会計決算認定の件、人事案件1件、組合規約変更の件3件、専決処分承認2件、そして一般会計ほか各会計補正予算、報告など合わせて16件につきましてご審議をお願いするものであります。

よろしくお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○議 長 村長の挨拶が終わりました。

◎開議宣告

○議 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において3番、高木さん、4番、織田さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議 長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問をいたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

高木議会運営委員長。

○高木議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに第3回村議会定例会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ9月4日午後1時半より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日から9月20日までの10日間と認められました。

以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願いいたします。

○議 長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略をいたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日より20日までの10日間といたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は10日間と決定をしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長 長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷をしてお手元に配付をしておきましたから、ご了承を願います。

次に、総務厚生常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。

太田総務厚生常任委員長。

○太田総務厚生常任委員長 総務厚生常任委員会所管事務調査報告をいたします。

本委員会は、所管事項について下記により調査をしたので、会議規則第77条の規定によ
り、調査の概要を報告いたします。

1、調査日時、平成29年8月4日金曜日午前9時。

2、調査場所、更別村議会議員控室。

3、調査事項、第6期総合計画の策定状況について。

4、経過、委員5名の出席により、調査事項について所管課長等の出席を求め調査を行
った。

5、調査の結果、総合計画は全ての計画の基本となるもので、平成30年度から平成39年
度まで10年間のまちづくり目標とそれに基づく計画的な取り組みを定めるもので、更別村
は基本構想、基本計画、実施計画の3段階で構成し、策定しています。基本構想を策定す
るに当たり、住民アンケート等で村民の意見を広聴し、変化する時代の流れや住民が求め
るまちづくり、村のあるべき姿を再確認し、庁内の検討会議や夢大地さらべつ推進委員会
に諮問する従前の策定方法のほかに、新たに住民が参画した村づくりワークショップ、若
年層から成る職員ワークショップを行い、幅広くいろいろな意見を取り入れ、引き継ぐべ
きは引き継ぎ、新たな視点が必要な部分についても住民の考えや若い職員の考えを得た中
での計画としている。意見を深く聞き出すことに課題は残るが、幅広い意見を集約し、第
6期総合計画の第1段階になる基本構想が整理されている。基本構想を経て、第2段階の
基本計画、第3段階の実施計画へ策定を進めていく中で、基本構想をもとに具体的で明確
な取り組みを示した計画が求められる。村が取り巻く環境の中で明確な目標を持った強靱
な村づくり、課題に取り組む体制づくりを構築し、更別村の目指す目標と計画を結びつけ、
問題解決できるよう十分協議し、更別村の特色を示していくことが必要とされる。また、

平成23年に地方分権改革として基本構想の策定義務が廃止され、その規定は計画的行政運営を図るためとされていきました。総合計画を策定する視点が行政計画から公共計画に変わり、協働に進展していく中で、村独自で機動的な取り組みに向けて創意工夫を凝らした運用の仕組みを確立していく必要がある。

以上、報告とする。

○議長 次に、産業文教常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。
織田産業文教常任委員長。

○織田産業文教常任委員長 産業文教常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事項について下記により調査をしたので、会議規則第77条の規定により、調査の概要を報告いたします。

1、調査日時、平成29年8月31日午前9時30分。

2、調査場所、更別村一円。

3、調査事項、農作物の作況について。

4、経過、委員5名の出席により、調査事項について所管課長の出席を求め、農業改良普及センターの協力を得て調査を行った。

5、調査の結果、調査に当たり、産業課長から概要説明を受け農業改良普及センターより気象データをもとにまきつけからの推移の説明、秋まき小麦については既に収穫が終了しており、平成27年に次ぐ高い収量になる見通しとの説明。また、ことしは8月までは好天に恵まれ、各作物とも順調に生育していましたが、8月に入ってから曇天と低温が続いた影響で生育が鈍り、豆類のさやの数が少ないとの説明を受けた後、4品目の作物について現地調査を行い、小豆、金時、大手亡のさやの観察で着数を確認した。ア、金時、草丈は平年並みだが、生育がおくれ、着莢数は1から2割少ない。イ、大手亡、生育はおくれ、着莢数は3から4割少ない。ウ、小豆、草丈はあるが、生育がおくれ、着莢数は1から2割少ない。エ、てん菜、移植は平年並みに推移しているが、直播はややおくれぎみである。調査の結果、農作物の生育状況は豆類におくれが見られる。それと、圃場によっては豆類の過作によると思われる障害のあるところもあり、輪作の重要性が感じられる。これから登熟期を迎える豆類においては、好天に恵まれることを期待するものである。

以上、報告といたします。

○議長 長 これで常任委員会の報告を終わります。

◎日程第5 一般行政報告

○議長 長 日程第5、一般行政報告を行います。

一般行政報告は、文書で配付をされております。

これで村長からの一般行政報告を終わります。

これから一般行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

◎日程第6 教育行政報告

○議長 長 日程第6、教育行政報告を行います。

教育行政報告は、文書で配付をされております。

これで教育長からの教育行政報告を終わります。

これから教育行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

◎日程第7 報告第3号

○議長 長 日程第7、報告第3号 平成28年度更別村財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率の報告の件を議題といたします。

報告の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 報告第3号 平成28年度更別村財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率の報告の件でございます。

平成28年度更別村財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率を地方公共団体の財政健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の審査意見をつけて別紙のとおり報告するものであります。

なお、この件につきましては、末田総務課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご報告申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 それでは、補足説明させていただきます。

平成28年度更別村財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率報告書、別紙になります。こちらごらんいただきたいと思います。1、健全化判断比率でございます。備考に記載してありますとおり、各比率とも負数で算出された場合は棒線で記載をしております。また、括弧内の数値は総務省が定める早期健全化基準で、各比率が基準以上である場合は財政健全化計画を策定しなければなりません。実質赤字比率は、本村の最も主要な会計である一般会計に生じている赤字を財政規模に対する割合であらわしたものです。一般会計の実質収支額が赤字になると比率は正数として算出されます。本村の実質収支額は1億5,796万2,429円で黒字であることから、実質赤字比率はマイナス5.45%となり、棒線

で表示しております。連結実質赤字比率は、一般会計に特別会計を加え、村の全会計に生じている赤字の大きさを財政規模に対する割合であらわしたものでございます。一般会計同様、本村の特別会計の実質収支額、資金不足、剰余額はいずれも黒字であることから、連結実質赤字比率はマイナス5.67%となり、棒線を表示をしてあります。実質公債費比率は、本村の借入金である村債の返済額、公債費の大きさを財政規模に対する割合であらわしたものでございます。本村の実質公債費比率は、7.2%となっております。将来負担比率は、村債の返済額など村が現在抱えている負債の大きさをあらわす将来負担額から基金や交付税の算入見込みなどの充当可能財源を減じた額を財政規模に対する割合であらわしたものでございます。本村の将来負担比率は、充当可能財源が将来負担額を上回ることからマイナス170.7%となり、棒線を表示しております。

2の資金不足比率は、公営企業会計の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較し、経営状態の悪化の度合いを示すものでございます。簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計ともに資金不足が生じておりませんので、資金不足比率は算出されておられません。

1枚めくっていただいて、8月31日付で監査委員から提出されました平成28年度更別村財政の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査意見書の写しを添付しておりますので、ご参照ください。

以上でございます。

○議 長 説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了し、報告済みといたします。

◎日程第8 承認第1号

○議 長 日程第8、承認第1号 平成29年度更別村一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 承認第1号 平成29年度更別村一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求める件でございます。

平成29年度更別村一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

理由といたしまして、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次ページをごらんください。次ページは、専決第1号、専決処分書であります。

平成29年度更別村一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり専決処分するものであります。

理由といたしまして、上更別消防会館のサイレンが故障したため、火災の際の消火活動などに支障を来すため、早急に修繕を行う必要があります、予算の追加補正をいたしたく、議会を招集するいとまがないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものであります。

続いて、お手元の一般会計補正予算（第3号）をごらんいただきたいと思います。平成29年度更別村一般会計補正予算（第3号）であります。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億64万7,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。6ページをごらんください。款9消防費、項1消防費、目3非常備消防費で49万3,000円を追加するものであります。内訳といたしましては、専決処分書で申し上げた節11需用費で上更別消防会館におけるサイレンの修繕費であります。これに49万3,000円を追加するものであります。

次に、歳入にまいります。5ページをお開きください。款17繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で49万3,000円の増額であります。内訳は、節1の財政調整基金として49万3,000円を繰り入れたことによるものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

7番、本多さん。

○7番本多議員 今回サイレンの故障ということなのですが、これが故障してから直るまでどのぐらいの期間があったのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 長 女ヶ澤総務課参事。

○総務課参事 ご説明します。

6月17日に地域住民よりサイレンが鳴らないとの電話があり、その後翌日、職員立ち会いのもと確認をしております。業者の点検、応急処置が6月28日、この時点でサイレンは応急処置により吹鳴することになっております。なお、修理完了にあつては、8月21日に終了しております。

以上です。

○議長 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 結局1カ月以上サイレンが鳴らなかったということですね。そういうことで、この間の有事の際の対応というのはどのようにされていたのか、今回はなかったようなのですが、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長 長 女ヶ澤総務課参事。

○総務課参事 先ほど申し上げたとおり、6月17日に地域の住民よりサイレンが鳴らないと通報がありまして、6月の28日、業者による点検、それに伴いましてサイレンが吹鳴するように応急処置をとっております。

以上です。

○議 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 ちょっと自分間違っただのすけれども、11日ですよ。今回は短かったのですが、長かった場合にどういった対応をされるのか、有事の際に。その辺をお伺いします。

○議 長 女ヶ澤総務課参事。

○総務課参事 現在も行っておりますが、メールの周知及び防災無線の周知により消防団員の招集を行っております。

○議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから承認第1号 平成29年度更別村一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求める件を採決をいたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定をしました。

◎日程第9 承認第2号

○議 長 日程第9、承認第2号 平成29年度更別村一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 承認第2号 平成29年度更別村一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求める件でございます。

平成29年度更別村一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

理由といたしましては、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次ページをごらんください。次ページは、専決第2号、専決処分書であります。

平成29年度更別村一般会計補正予算（第4号）を別紙のとおり専決処分するものであります。

理由といたしまして、火葬場の霊台車が故障したため、火葬に支障を来すことから、早急に修繕を行う必要があり、予算の追加補正を行いたく、議会を招集するいとまがないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものであります。

お手元にあります一般会計補正予算（第4号）をごらんください。

平成29年度更別村一般会計補正予算（第4号）であります。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億120万9,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。6ページをごらんください。款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費で56万2,000円の追加であります。内訳は、節11需用費、（1）、火葬場整備事業の霊台車の修繕費でありまして、専決処分に書かれてある修繕によるものであります。

続いて、歳入にまいります。5ページをごらんください。款17繰入金、項1基金繰入金、目1財政基金繰入金として56万2,000円を増額するものであります。節1の財政調整基金より56万2,000円を繰り入れるものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご承認方よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

1番、安村さん。

○1番安村議員 理由の中の火葬場の霊台車ということでございますけれども、故障の部分の詳細についてのご説明を加えていただければというふうに思います。

○議長 長 宮永住民生活課長。

○住民生活課長 お答えいたします。

実は、霊台車の台車のところの上、約なのですが、20センチぐらいのところ、亡くなられた方の台車として乗るのですが、液体とかいろんなものを吸収する吸収剤が約20センチぐらいのところに、台車の上の乗せるところが吸収する台みたいになっているのです。そのところが吸収するのですが、吸収し切れなくなって液が漏れたという形で、廊下とか床とかにそういう液が漏れ出して、下に液が全体的に広がったものですから、それを直すために今回の修繕を行ったということになります。なぜこんなことが起きたのかということで、いろいろ業者とも確認したのですが、この判断というのが、例えば件数だとか、体の大きい、小さいとか、いろんな状態があって、一概にその判断というのは難しいというふうに言われております。今回このような状況になりまして、その部分を全部取りかえ

まして修繕を行ったということでございます。よろしいでしょうか。

○議長 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 今説明いただいたのですけれども、基本的には火葬に入れて、そして火葬終わって出てきた、その台車ということですよね。今説明いただいた中で件数だとかご遺体の状況によって違うというご説明はわかるのですけれども、全体的にどこも火葬場を持っていらっしゃって、こういう案件が多々あると思うのですけれども、そういう部分の台車の寿命といいますか、そういう部分が私も勉強不足でわからないという部分あるのですけれども、この修理で十分これからある程度年数がクリアできるものなのかどうなのかという部分の所見と、他町村ではどのような状態で、同じような状況が起きているのかも、わかる範囲でいいですので、ちょっと説明いただければというふうに思います。

○議長 長 宮永住民生活課長。

○住民生活課長 まず、他町村なのですが、中札内さんにもちょっと確認したりしたのですが、中札内さんですと根本的に火葬の種類が全く違うということで、中身の対応の仕方がちょっと違っていて比較にならない状況だったのです。今回更別村の場合は、先ほど言いましたようにその約20センチ幅のところでいろいろ吸収するのですが、今後につきましては当然それを、今まで計画的な形でこちらのほうの状況を見てこなかった部分がありましたので、先ほど業者が言うようにはっきりしたいつどうなるかということがわからない返事でもございましたので、今後につきましてはある一定の期間をもって、例えばですが、2年とか3年とか一定の期間をもちまして、これは定期的な対応をしていかないといけないだろうというふうに今考えて、今後そういうふうにしていこうというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 今回は霊台車ということで修繕という形になったのですが、火葬場については日常頻繁に使うケースがどんどんふえてきている中で、長期的な改修もいろいろと検討していかなければならない部分も多分出てくると思うのですが、その辺の対策というか、点検というか、そういう部分で今後もさまざまな部分で修繕がかかってくる要素はあるのでしょうか、その辺聞かせてください。

○議長 長 宮永住民生活課長。

○住民生活課長 当然火葬場、火葬炉等周辺につきましては、今までも修繕の予算を組ませていただきまして直してきております。前回ですと炉の中の壁体といいますか、そちらのほうの修繕を行ったり、対応してきているところでございます。今現在は、その部分を今後につきましてもそれらの状況を住民の皆さんに影響を与えない形で、十分踏まえながら常時計画的な対応をしていくということしかないのかなというふうに考えているところでございます。建物でございますので、どれぐらいでというのは難しいのですが、霊台車とかにつきましてはおよそ先ほど言ったようなところが見えましたので、先ほど言

ったような対応をしてまいりたいと思いますが、建物につきましては随時いろいろ関係部署とも連動しながら、そのあり方につきまして検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから承認第2号 平成29年度更別村一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求める件を採決いたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は承認することに決定をしました。

◎日程第10 議案第52号

○議 長 日程第10、議案第52号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第52号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件でございます。

更別村教育委員会委員に次の方を任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意を得ようとする方は、北海道河西郡更別村字更南南1線25番地6にお住まいの佐藤正範様です。昭和38年5月20日生まれであります。

佐藤様におかれましては、平成21年10月より2期8年にわたり教育委員を務めていただいております。教育委員として本村の教育、文化の振興に大変ご尽力をいただいております。実直で見識も広く、さまざまな機会に教育行政全般にかかわるご提言やご助言をいただいております。教育問題にも関心が高く、豊富な知識と経験をお持ちの佐藤様に引き続き教育委員をお願いするものであります。

なお、任期は平成33年9月30日までの4年間であります。

以上、ご同意賜りますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、討論を省略いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第52号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件はこれに同意することに決定をしました。

◎日程第11 議案第53号

○議 長 次に、日程第11、議案第53号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第53号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更の件でございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を別紙のとおり変更するものであります。

1の理由といたしまして、平成29年6月1日付、西胆振消防組合が処理する事務の追加により名称を変更及び平成29年8月1日付、江差町ほか2町学校給食組合を構成する3町のうち1町の脱退による名称の変更に伴い、北海道市町村職員退職手当組合理約別表の（2）、一部事務組合及び広域連合の表の変更について協議の申し出があったことから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

2の要旨といたしまして、組合理約別表の（2）、一部事務組合及び広域連合の表、檜山管内の項中「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に、同表、胆振管内の項中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改めるものであります。

次ページをごらんください。北海道市町村退職手当組合理約の一部を変更する規約であります。

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更するものであります。

別表（2）一部事務組合及び広域連合の表檜山管内の項中「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改め、同表胆振管内の項中「西胆振消防組合」

を「西胆振行政事務組合」に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

（なしの声あり）

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第53号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおりに決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第12 議案第54号

○議 長 日程第12、議案第54号 北海道市町村総合事務組合理約の変更の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第54号 北海道市町村総合事務組合理約の変更の件であります。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合理約を別紙のとおり変更するものであります。

1の理由といたしまして、平成29年6月1日付、西胆振消防組合が処理する事務の追加により名称を変更及び平成29年8月1日付、江差町ほか2町学校給食組合を構成する3町のうち1町の脱退による名称の変更に伴い、北海道市町村総合事務組合理約別表第1及び別表第2の変更について協議の申し出があったことから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

2の要旨といたしまして、（1）、組合理約別表第1、檜山振興局（11）の項中「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に、同表、胆振総合振興局（12）の項中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改めるものであります。

(2)、組合同規約別表第2の1から7の項中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改め、同表9の項中「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に、「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改めるものであります。

次ページをごらんください。次ページは、北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約であります。

北海道市町村総合事務組合同規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更するものであります。

別表第1 檜山振興局（11）の項中「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改め、同表胆振総合振興局（12）の項中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改めるものであります。

別表第2の1から7の項中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改め、同表9の項中「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に、「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

（なしの声あり）

○議長 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第54号 北海道市町村総合事務組合同規約の変更の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第13 議案第55号

○議長 長 次に、日程第13、議案第55号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第55号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更の件であります。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を別紙のとおり変更するものであります。

1の理由といたしまして、平成29年6月1日付、西胆振消防組合が処理する事務の追加により名称を変更及び平成29年8月1日付、江差町ほか2町学校給食組合を構成する3町のうち1町の脱退による名称の変更に伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約別表第1の変更について協議の申し出があったことから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

2の要旨といたしまして、組合理約別表第1中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に、「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改めるものであります。

次ページをごらんください。次ページは、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する組合理約であります。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更するものであります。

別表第1中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に、「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この組合理約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第55号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

この際、午前11時10分まで休憩といたします。

午前10時52分 休憩

午前11時09分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第14 議案第56号

○議 長 日程第14、議案第56号 平成29年度更別村一般会計補正予算（第5号）の件
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第56号 平成29年度更別村一般会計補正予算（第5号）の件でございます。

第1条として、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億5,786万8,000円を追加し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞれ47億5,907万7,000円とするものであります。

今回の補正に関しまして主なものといたしましては、歳入にあつては村税、交付税、国
庫支出金、道支出金、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、村債などの財源補正を行うも
のでございます。歳出にありましては、情報処理管理事務経費、情報通信基盤整備事業、
公用車車庫維持管理経費、基金積立金、福祉の里総合センター改修事業、訪問看護ステー
ション設置事業経費、道営事業負担費、カントリーパーク改修事業、建設機械購入事業、
過年度過誤納還付金ほか、所要の補正を行うものでございます。

また、予算資料といたしまして建設事業費調べを提出しておりますので、お目通しをお
願いするものであります。

なお、森副村長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 それでは、補足説明をさせていただきます。

予算資料の一番最後の19ページをお開き願います。給与費明細書、特別職の部分でござ
いますけれども、比較でその他の特別職、報酬で7万2,000円を追加するものでございます。

それでは、歳出のほうから説明をさせていただきます。11ページをお願いいたします。
款2総務費6,118万3,000円を追加し、9億3,106万3,000円とするものでございます。

主なものでございますけれども、項1総務管理費、目1一般管理費で340万7,000円を追
加するものでございます。説明欄（1）の節12役務費でございますけれども、インターネ
ット利用料4万1,000円を追加するものでございます。（2）の情報処理管理事務経費でござ
いますけれども、北海道自治体情報システム協議会の負担金でございますけれども、社
会保障・税番号制度システム整備負担金として336万6,000円を追加するものでございます。

目3財産管理費10万円の追加でございます。節13委託料におきまして、TMRセンターバンカーサイロ建設に伴います用地確定測量委託料として10万円を追加するものでございます。

目4地方振興費66万5,000円の追加でございます。(1)の定住化促進住宅維持管理経費の節12の役務費におきまして、住宅災害保険料として3,000円の追加をするものでございます。(2)の情報通信基盤整備事業でございます。節15の工事請負費でございますけれども、インターネット接続速度改善に伴います。ただいま更別1カ所でのネットワーク接続となっておりますものを上更別と分散することによって改善を図るものでございます。63万2,000円の計上でございます。続きまして、12ページになります。(3)のふるさと創生事業基金積立金でございますけれども、寄附分として3万円を追加するものでございます。

目7車両管理費172万8,000円を追加するものでございます。(1)の公用車車庫維持管理経費、節15工事請負費でございますけれども、小型除雪車を公用車車庫へ格納するために、シャッターを改修するために172万8,000円を追加するものでございます。

目9の住民活動費36万円の追加でございます。説明欄(1)の協働のまちづくり基金積立金でございますけれども、寄附分として今後の見込みを含めて36万円を追加するものでございます。

目10の財政調整基金費5,471万8,000円の追加でございます。説明欄(1)の財政調整基金積立金でございますけれども、前年度繰越金、ルールにのっとりまして2分の1積み増しをするものでございます。なお、あわせて利子分でございますけれども、今後の運用見込みを含めまして73万6,000円を追加するものでございます。

目11の公共施設等整備基金費20万5,000円の追加でございます。説明欄(1)の公共施設等整備基金積立金でございますけれども、利子分におきまして定期運用期間等の変更に伴いまして17万5,000円の追加、それから寄附分といたしまして今後の見込みを含めまして3万円をそれぞれ追加するものでございます。

13ページになります。款3民生費142万9,000円を追加し、6億8,692万5,000円とするものでございます。

項1社会福祉費、目1社会福祉総務費54万6,000円の減額でございます。説明欄(1)の保健福祉推進委員会運営経費でございますけれども、先ほど説明しましたように報酬におきまして7万2,000円を追加するものでございます。また、旅費につきましては3,000円をそれぞれ追加するものでございます。(2)の重度心身障害年金、節8の報償費でございますけれども、実績に基づきまして6万円を減額するものでございます。(3)の社会福祉活動補助金等でございますが、社会福祉協議会の助成金でございますけれども、104万円を減額するものでございます。助成金の内容に重複するものがあり、本補正で減額をするものでございます。(4)の成年後見制度利用促進事業経費でございます。節13の委託料におきまして、実施機関設置に係る業務の委託料といたしまして47万9,000円を追加するものでございます。

目2の福祉の里総合センター費117万5,000円の追加でございます。説明欄(1)、福祉の里総合センター維持管理経費でございますけれども、節12の役務費におきましてインターネット回線使用料5万円の追加をするものでございます。また、18の備品購入費でございますけれども、生活支援ハウスの乾燥機1台を更新するものでございます。14ページになります。説明欄(2)の福祉の里総合センター改修事業106万2,000円の追加でございますが、節15の工事請負費におきまして、福祉の里総合センターのまず1つは生活支援ハウスのナースコール改修工事の執行残がございますので、この減額といたしまして183万8,700円を減額し、新たに公衆無線LANの整備に伴う費用として131万3,000円を追加するものでございます。また、18の備品購入費におきましては、公衆無線LANの整備に伴いますハード等の機器の購入費として156万6,000円を追加するものでございます。

項3の老人福祉費、目1の老人福祉総務費15万1,000円の減額でございます。説明欄(1)の高齢者スポーツ大会経費でございますけれども、報償費におきまして4万1,000円の減額、需用費におきまして11万の減額でございます。執行残につきまして減額をそれぞれ行うものでございます。

目2の老人保健福祉センター費95万1,000円の追加でございます。(1)の老人保健福祉センター維持管理経費の節11需用費におきまして、福祉の里温泉のトップライトの修繕費として95万1,000円を追加するものでございます。

続きまして、15ページになります。款4の衛生費25万6,000円を追加し、3億3,486万2,000円とするものでございます。

項1保健衛生費、目1保健衛生総務費でございますけれども、説明欄(1)の訪問看護ステーションの設置に向けて予算措置をするものでございます。工事請負費におきまして2万円、それから節18の備品購入費で23万6,000円、それぞれを追加するものでございます。

目4の診療所費、補正額はございませんけれども、説明欄(1)の特別会計(診療施設勘定)繰出金でございますけれども、特別交付税措置に係る病床機能による繰入額の配分変更をそれぞれ行うものでございます。一般病床分で17万4,000円の追加、救急病床分で1,812万2,000円の追加、それから運営補填分で1,826万9,000円の減額となるものでございます。

款6農林水産業費174万5,000円を追加し、4億1,345万6,000円とするものでございます。

項1の農業費、目2の農業振興費97万5,000円の減額でございます。説明欄(1)の農業振興基金積立金におきまして6万5,000円を追加するものでございます。次のページをお願いいたします。説明欄でございますけれども、農業振興基金の積立金、利子分におきまして2万5,000円の追加、寄附分として4万円、それぞれ追加するものでございます。(2)の農業振興補助金等でございますが、農地等の災害復旧助成金でございますけれども、復旧事業の執行終了によりまして104万円を減額するものでございます。

目3の農地費272万円の追加でございます。説明欄(1)の道営事業負担金でございますけれども、道営畑総担い手育成型事業更別第2地区負担金でございますけれども、主に排

水路整備事業分として272万円を追加するものでございます。

款7の商工費9,407万8,000円を追加し、2億1,689万4,000円とするものでございます。

項1の商工費、目3の観光費9,407万8,000円の追加でございます。説明欄(1)、カントリーパーク改修事業でございますけれども、需用費におきまして消耗品19万3,000円の追加、それから13の委託料におきましてカントリーパークの改修工事実施設計委託料といたしまして367万2,000円の追加、節15の工事請負費でございますけれども、トレーラーハウス5台の更新、サニタリー棟のトイレの改修等で8,810万7,000円を追加するものでございます。また、節18の備品購入費でございますけれども、トレーラーハウス内の備品、それからおもしろ自転車等の備品購入として210万6,000円を追加するものでございます。なお、一般会計補正予算資料のほうに、1枚めくっていただきますとカントリーパーク改修事業の改修内容等、それから財源内訳等を記載しております。また、次のページ以降、全体の平面図、それからトレーラーハウス棟の資料、それから一番最後にはサニタリー棟の改修の平面図等を添付しておりますので、ご参照をよろしくお願いを申し上げます。

17ページをお願いします。款8土木費400万2,000円の減額でございます。

項2の道路橋りょう費、目1の道路維持費におきまして400万2,000円の減額でございます。内容でございますけれども、説明欄(1)の建設機械等購入事業でございますが、節11の需用費3万3,000円、それから節12の役務費7万4,000円でございますけれども、これは道からの払い下げの除雪専用車等の経費として今回計上するものでございます。また、18の備品購入費でございます。410万9,000円の減額でございますけれども、小型除雪車の入札によります執行残の減512万4,400円、先ほど説明しました道からの除雪専用車の払い下げ101万5,000円を追加し、相殺して410万9,000円を減額するものでございます。

款10教育費21万円を追加し、7億889万4,000円とするものでございます。

項1教育総務費、目3こども夢推進費6万円の追加でございますけれども、こども夢基金積立金、寄附分として6万円を追加するものでございます。

18ページをお願いいたします。項7教育諸費、目3財産管理費15万円を追加するものでございます。説明欄(1)の教員住宅維持管理経費の節11需用費におきまして今後の修繕等を見込み、15万円を追加するものでございます。

款13諸支出金296万9,000円を追加し、380万8,000円とするものでございます。

項2の過年度過誤納還付金、目1の過年度過誤納還付金296万9,000円追加でございますけれども、補助金等返還金増に伴いまして今回追加をするものでございます。

続きまして、歳入のほうを説明させていただきます。7ページをお願いいたします。款1の村税でございます。2,942万2,000円を追加するものでございます。

項1の村民税、目1個人でございますけれども、523万3,000円の追加でございます。主な内容は、給与所得税分の追加523万3,000円をするものでございます。

また、目2の法人におきましては、1,926万7,000円の追加でございます。法人割分の追加を行うものでございます。

項2の固定資産税、目1の固定資産税でございますけれども、486万9,000円の追加でございます。現年度分といたしまして追加するものでございますけれども、主にはメガソーラー分の追加となっております。

項3の軽自動車税、目1の軽自動車税5万3,000円の追加でございます。現年課税分の追加でございますけれども、小型特殊車の台数の増などを見込んで5万3,000円を追加するものでございます。

款9の地方交付税461万7,000円の減額でございます。

項1地方交付税、目1地方交付税でございますが、普通交付税確定に伴いまして減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。8ページになります。款13国庫支出金3,933万9,000円を追加し、3億1,508万6,000円とするものでございます。

項2の国庫補助金、目1総務費国庫補助金4,717万円の追加でございます。内容でございますけれども、社会保障・税番号システム整備補助金といたしまして143万2,000円を追加、それから地方創生拠点整備交付金、カントリーパークの改修工事に伴います交付金でございますけれども、4,380万5,000円の追加、それから福祉の里の公衆無線LAN環境整備支援事業補助金で193万3,000円をそれぞれ追加するものでございます。

目2の民生費国庫補助金23万9,000円の追加でございますけれども、障害者地域生活支援事業費補助金でございます。成年後見制度実施機関設定に伴う補助金の追加23万9,000円を行うものでございます。

目4の土木費国庫補助金807万円の減額でございます。雪寒建設機械購入事業補助金でございますけれども、補正前が1,416万4,000円ございましたけれども、入札等によりまして補正後609万4,000円となるもので、差し引き807万円を減額するものでございます。

款14道支出金11万9,000円の追加でございます。

項2の道補助金、目2の民生費道補助金11万9,000円でございますけれども、障害者地域生活支援事業費補助金でございます。成年後見制度実施機関の設置に係る補助金として11万9,000円を追加するものでございます。

款15財産収入でございます。136万2,000円の追加でございます。

項1の財産運用収入、次のページになりますけれども、目2の利子及び配当金におきまして115万9,000円を追加するものでございます。内容でございますけれども、財政調整基金積立金預金利子でございます。今後の運用等、見込みを含めまして73万6,000円を追加するものでございます。また、公共施設等整備基金積立金預金利子でございます。定期運用期間の変更等によりまして17万5,000円を追加するものでございます。また、農業振興基金積立金預金利子で2万5,000円の追加、それから出資配当金、実績に基づきまして22万3,000円、それぞれ追加をするものでございます。

項2の財産売却収入、目1の不動産売却収入20万3,000円の追加でございます。TMRセンターのバンカーサイロ建設に伴います土地の売却収入として20万3,000円を見込むもの

でございます。

款16の寄附金89万3,000円の追加でございます。

項1 寄附金、目1の総務費寄附金におきまして3万円を追加するものでございますけれども、公共施設等整備基金指定寄附金として今後見込みを含めまして3万円を追加するものでございます。

また、目4の農林水産業費寄附金86万3,000円の追加でございますけれども、農業一般寄附金でございます。JAさらべつからの寄附として86万3,000円を追加するものでございます。

款17繰入金4,299万円の減額でございます。

項1の基金繰入金、目1の財政調整基金繰入金4,571万円を減額するものでございますけれども、財源補正によりまして繰入金を減額するものでございます。

目5の農業振興基金繰入金272万円の追加でございますけれども、農業振興基金繰入金、道営畑総の更別第2地区の繰入金272万円を追加をするものでございます。

10ページになります。款18繰越金、項1繰越金、目1繰越金1億796万2,000円を追加するものでございます。前年度繰越金として追加をするものでございます。

款19の諸収入でございます。85万7,000円の減額でございます。

項5の雑入、目5の雑入におきまして190万3,000円の減額でございます。北海道備荒資金組合納付金還付金でございますけれども、農地災害復旧助成金及びJAさらべつの寄附金がありましたことから、190万3,000円を減額するものでございます。

また、目6の過年度収入でございますが、104万6,000円のこちらは追加になります。過年度分として追加をするものでございますけれども、主には児童手当国庫支出金等となっております。

款20の村債2,723万5,000円の追加でございます。

項1の村債、目1の過疎対策事業債3,710万円を追加するものでございますけれども、1つは雪寒機械購入事業でございますが、購入額の減に伴いまして470万円を減額するものでございます。また、カントリーパークの改修事業といたしまして新たに4,180万円を追加するものでございます。

目2の臨時財政対策債でございますけれども、発行可能額の減に伴いまして986万5,000円を減額するものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。4ページ、地方債補正の変更でございます。まず、過疎対策事業債におきまして、先ほどの雪寒小型除雪機のマイナス470万円、それからカントリーパークの改修で4,180万円を追加し、3,710万円を追加し、6億2,710万円とするものでございます。また、臨時財政対策債におきましては986万5,000円を減額し、1億1,177万円とするものでございます。合計におきまして7億3,887万円とするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議 長 ここでお諮りをいたします。

議案第56号 平成29年度更別村一般会計補正予算（第5号）の件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号 平成29年度更別村一般会計補正予算（第5号）の件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定をいたしました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

2番、太田さん。

○2番太田議員 16ページの款7商工費、目3観光費、説明欄15、工事請負費、改修工事費、カントリーパーク施設改修工事費のことなのですが、この改修工事の内訳にある交付金、過疎債などのついていない電動アシスト自転車購入費38万8,800円、内訳の中にあると思うのですが、これがなぜ普通の自転車ではなく電動自転車なのか、その捉え方、電動自転車を購入する意図、カントリーパーク全体の構想の中でのことだとは思いますが、その辺の詳細をご説明願います。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 ただいまご質問いただきました電動アシスト自転車の件でございますけれども、今般カントリーパーク改修事業といたしまして、トレーラーハウスの改修、更新及びサニタリーを中心とした事業計画をしたところでございます。その中で、カントリーパーク全体の施設も相当年数も経過しているということで、さらなる魅力づくりに努めてまいりたいと考えているところでございます。その中で、今まではおもしろ自転車という形で子ども向けの自転車がレンタル用品としてあったわけでございますが、大人向けのものもコンテンツに含めていきたいという考えでございまして、電動付きの自転車にしたところは、カントリーパークの外に出て、近くにあります道の駅ですとか、サーキット場ですとか、そういったところ、またあのあたりは更別の中でも景観のいいところも近くにございますので、そういったところを自転車で周遊できるというようなものを提供してまいりたいと考えております。普通の自転車でなく電動付きにしたのは、あのあたりは坂が結構きついものですから、普通の自転車より電動付きというような形で今般計画をしたところでございます。

以上でございます。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 では、この電動自転車というのはカントリーパークの外に出て道の駅やその周りの周遊なども含めて考えているようですが、この電動付き自転車、これヘルメッ

トをかぶることを前提として考えているのか、そしてそのヘルメットの購入費なども含まれたものなのですか。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 ヘルメットにつきましては、今般の予算計上はしてございません。もともとマウンテンバイク用にヘルメットは幾つかございますので。着用について当初考慮していないところも電動アシストつきということで安全性の上ではヘルメットの着用のほうも仕組みとして検討する必要があるかと思いますが、今般の中では予算は計上してございませんので、手持ちのものの活用、またそれで不足であれば、消耗品になろうかと思いますが、予算の範囲内で対応できるものは対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 関連になりますので、先に質問させていただきます。

これは全員協議会の中である程度説明していただきましたが、その中で地方創生交付金の該当の可能性が高まったという説明の中で質問させていただきますが、これは交付金が該当するという前提で計画されたという認識ですが、この交付金によっては縮小するということも考えられるのでしょうか。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 今般の計画につきましては、かねてから総合計画等にも登載をしておりましたが、財源がないというところからずっと先送りをしてきたところでございます。今般さきの全員協議会でもご説明をさせていただきましたが、地方創生交付金の可能性が高まったという表現でございますけれども、こちらはその後補助申請と内示、決定という仕組みになるものですから、確定というようなことにはなりません、事前協議等を進めていく中で該当の可能性が非常に高いというところから計上したところでございます。そのため、補助が当たらなければというようなところは、財源が確保できない可能性も当然含んでいるわけでございますが、そのようなことはないような形でこの後も補助金、交付金獲得に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 今の質問でないときにはどうするという答えにはなっていないと思うのですが、従前からこの計画があったけれども、財源の見通しがなかったために今まで計画されなかった。要するに当初予算とされなかったと。たまたま今回こういう交付金があるから、急遽といいますか、臨時予算の中でも何とか執行したいという考え方だと思うのです。そうであれば、当然見込みがないとしないというふうに理解するところなのですが、改めて再確認させてください。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 おっしゃる意図ご理解させていただいております。予算の仕組み上、当初予算につきましても当然補助金等につきましても決定をしていないものも計上させていただかなければ予算が編成できないというところもございます。場合によりましては、財源が確保できなければ、予算は計上したけれども執行ができない可能性は十分あるものでございます。今回の件につきましては、交付金が該当にならないとすれば、事業の執行も断念せざるを得ないというところで考えているところでございます。

以上です。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 ちょっと視点を変えまして、この全体計画について質問させていただきます。

老朽化による改築、恐らく年次的な計画のもとで、総合計画という、そういう話もされましたけれども、実質的に今後の計画が全員協議会の中ではことしと来年という説明がありましたけれども、その辺の状況についてはどのように考えていますか、再度確認させてください。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 今回のカントリーパークの整備事業につきましては、今年度行います今回ご提案させていただいておりますトレーラーハウス、またサニタリー施設の改修、それともしろ自転車等の更新というところでございますが、カントリーパーク自体の経過年数、先ほどもお話ししましたが、経過年数がたっているというところから、新たな魅力づくりにも努めなければならないというところで、さきの全員協議会の中には来年度につきましてはの計画もご説明をさせていただいたところでございます。今般来年考えておりますのは溪流園地、中に池があるわけでございますが、こちらのほうが非常に流れが悪く、また水場としては入って遊ぶこともできないというところから、それらの改修も入って遊べる水場というような形でご提案をさせていただきたいと、今後の来年度予算ということになりますが、そのような計画で進めているところでございます。また、あわせまして、非常に景観にすぐれたポイントもあるところから、そちらのところにビューポイントの整備というような形でも検討させていただいているところでございます。全員協議会の中でも種々ご意見賜ったところでございますので、計画の細部につきましてはこの後当初予算編成に向けて十分調整を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 あらあらの全体計画も教えていただきましたけれども、実は改修事業のほかに新たに必要とされるものもあろうかと思えます。その中で、庁内レベルの協議をされた検討結果というふうに踏まえていますが、こういったことについてもうちちょっと広く専門的な計画です。このたび某業者との連携等々やりました。かなり観光にはプロの方もいられるようです。そういう方の参考とする意見をもらうとか、これも全員協議会の中で

説明ありましたけれども、協定の中にはそういった字句もあろうかと思います。そのところを加味するという考えはないのでしょうか。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 ただいまお話にありました専門的な意見等につきましては、今後今お話にありました専門的な業者の方との調整、またご意見を賜る機会も村のほうでも設けてまいりたいと考えているところでございますので、十分活用を図りながら、魅力のある施設づくりに努めてまいりたいと思っているところでございます。

以上です。

○議 長 西山村長。

○村 長 今村瀬さんからのご質問ですけれども、全体像としてどうなのかというような話もあって、全員協議会での報告も受けています。前から私もお話をしていますように、村全体を今点から線、線から面へという形で、抽象的な言い方になりますけれども、いわゆる観光スポットとか、いろんな部分でつないでいかなければいけません。それには、今議員ご指摘のとおりやっぱり専門的な部分の助言とか、いろんな部分も必要ではないかというふうなことも考えております。今確定ではありませんけれども、私のほうでは9月30日にスノーピークと包括連携協定、帯広市が米沢市長がやりましたけれども、市のポロシリの公園等のグランドデザインをしてもらって、その中でどういうふうな構想にしていこうかという意見をいただいて構想を練っているわけですけれども、私としてもいろんな形でそういう包括連携協定を結んで、そしてその中でデザインをしようというようなことを、これは村瀬議員さんの一般質問のところでも答えようと思っておりますけれども、いろんなそういう構想を全体として、名称は別ですけれども、いろんな形でつないでいくということをここでしっかりやっておかないと、訪れたい村というところの点に関してはきちんと展望性を持ってしなければいけないということで、今そういうことで考えております。

以上でございます。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 更新の中にトレーラーハウス更新となっておりますけれども、これを更新された場合、今まで使っていたトレーラーハウスをどのように、処分と言うのはちょっとおかしいのですが、考えているかお聞かせください。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 既設のトレーラーハウスにつきましては、備品という形で管理しているところでございますが、耐用年数は非常に経過しておりますが、まだ必要な方がいらっしゃればという考え方もございますので、この後競売といいますか、処分のほうは払い下げのほうで考えていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 車両とか小型除雪機とか購入したときは、補助金があるのかという

ことから、下取りは考えているのですけれども、払い下げというのは考えていないというような話があったと思うのです。今回このトレーラーハウスに関しては、それとは別扱いという解釈なのですか。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 小型除雪車の件につきましては、さきの議会等でも担当課長よりご説明があったかと存じますが、小型除雪車購入のための補助金の制度上、別の売り払いができないと、下取りの方式でなければ補助が受けられないというようなご説明であったかなというふうに存じております。トレーラーハウスにつきましては、当初財源として何がしかのものが入っていたのかはこの場でちょっと確認はしておりませんが、耐用年数がもう既に経過しておりまして、補助金等の制限が仮にあったとしても処分制限は期間が過ぎているということでございますので、純粋に村が所有する備品の処分方法にのっとって処分をしてみたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 14ページの日2の老人福祉センター費の修繕費の関係なのですが、温泉施設の修繕だというふうに理解したわけなのですが、その内容についてもう一度ちょっと教えていただきたいなと思います。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 14ページの日2、老人保健福祉センターの維持管理経費の修繕費の件でよろしいでしょうか。この分は、排煙のトップライト、火災時に天井の窓をあけて逃がす排煙装置が経年劣化により、押し上げるダンパーが壊れておりまして、その交換が火災時の煙を逃がすために早急に必要だということで今回上げさせていただいた次第です。

以上です。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 今の説明でいきますと、温泉施設ではないということで理解してよろしいですか。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 温泉に限定したものではなく、老人保健福祉センター全体の排煙トップライトの修理でございます。

以上です。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 私温泉施設のこととちょっと聞きたかったわけなのですが、修繕費の当初予算の考え方もちょっと含まれると思うのですけれども、老人保健福祉センターに関しては当初予算で修繕費10万円、たしか組んでいたはずだと思うのです。当初のときに言えばよかったかと思うのですけれども、考え方の中で建物に関してはその大きさ、それから年数、それから住民、それから利用者の利用頻度、そういったようなことで、当初

から10万円を一律にしていると私は理解していませんけれども、金額がないから修繕ができないというようなことにならないように。ご承知のように温泉というのは村の重要な観光施設なものですから、聞くところによるとまだシャワーの部分が直っていないとか、いろんな苦情もあるわけです。したがって、予算がないからできないのではなくて、ある程度先ほど言いましたように建物の年数、それから大きさ等を勘案した中で積算の配分をしていかなければならないのだろう。ちょっと関係ない話になりますけれども、先ほど専決処分したやつも実はその部類に入ってくるのかなというふうに思っているのです。例えば火葬場に関しては、ある程度予算計上しておけば修繕ができるのかなというふうに思っているのですけれども、その辺予算の配分責任者である副村長にちょっと伺いたいのですけれども、その考え方についてどのような考え方を持っているのか聞きたいと思います。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 今回90万以上の修繕費ということで計上させていただきました。通常は、前もってある程度予算つかみで修繕費等を見ているわけでございますけれども、今回は100万近い金額の工事ということもございまして、これは福祉の里だけではなくて、ほかのところもございまして、全てのところにある程度予測を含めてかなり数十万とか100万とかという単位で予算を配分するというのはなかなか難しいところもございまして。また、先ほど火葬場の修繕だとかございましてけれども、それから上更別消防会館のサイレンございましてけれども、これらについては特に緊急性が高いということもございまして今回専決処分させていただきました。また、議員ご指摘のように、火事とかになれば人命にもかかわることでございますので、これらについてもそういうものを重視しながら、専決処分するなり、事業を展開していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 緊急性に関しては、確かに専決処分という考え方あります。ただ、緊急性があるから全て専決処分ということには私はならぬと思うのです、その辺は。施設の維持の場合でしたら、先ほども何回も言っていますけれども、大きさだとか、それから利用頻度ありますよね。ですから、私の言っているのは、ある程度予測した中で、予算確保するの大変な苦勞しているということは十分理解できるのですけれども、老人福祉センターというのは大きい建物ですよね、まず1つには。それから、住民が非常に使っている。利用頻度です。それから、観光施設でもあるということから鑑みたときに、当初予算で10万円というのはいかなものかと、私は素直にそういうふうに思っているのです。ですから、予算の配分時において、50万がいいのか、100万がいいのかは別にして、最終的に決算できちっと減額するなり、何らかの方策はとれるわけですから、その辺を考慮していただきたいということで、よろしくお願ひしたいと、こういうことで今質問させていただいているのですけれども、その辺どうでしょうか。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 非常にありがたいご意見ということでお伺いしております。確かに施設が大きくなれば、その分修繕等出てくる可能性というのは大になってございますので、そこら辺含めて当初予算計上を考えていければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 6 番、村瀬さん。

○6 番村瀬議員 ページでいいますと13ページをお願いいたします。款3 民生費の中の目1 社会福祉総務費です。説明のところで(3)の社会福祉活動補助金104万円の減額補正とになってございます。説明によりますと、内容が一部重複する事業があったことからという説明でございました。当初予算から見ますと前年比で100万程度上乘せして、その説明の中では人件費の増というような説明をいただいたと思うのですが、ここに差異があるのか、もしくは中身がちょっと変わっているのか、もう少し丁寧な説明をお願いいたします。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 この部分は、実は法人運営分ということで社会福祉協議会から資料をいただいたときに、その中に各福祉団体、手をつなぐ親と子の会ですとか、身体障害者福祉協会更別分会、老人クラブ等の補助金を一括含んだ額で社会福祉協議会からの見積もりが上がってきたのですが、実は26年度まではその分と別に法人運営ということで見積もりをいただいております。今回27年度からの見直しに当たり、その分を別出しになっている法人運営のほうに含んで見積もりをいただいているということに気づかず、27、28、両年度で104万円を二重計上していたということで、後で決算でご説明いたしますけれども、そちらのほうでも今回不用額が120万程度発生しております。そして、今回その部分が判明したということで、法人運営の中に含まれている各種団体の補助金分を今回落とさせていただいたということでございます。

以上です。

○議 長 6 番、村瀬さん。

○6 番村瀬議員 非常にわかりやすい説明で、ありがとうございました。ただ、当初説明の中ではそのような説明になっていないということですので、そこら辺は十分な協議をして説明をお願いいたします。

別件でもう一つ、この下に(4) 番あります。成年後見人制度利用促進事業、これで47万9,000円、これ設置業務の委託料となつてございます。これに関する交付税や助成金が国やら道やらそれぞれありますが、ここの中身をもう少し詳しく教えていただきたいことと、関連するものとして当初予算にあります障害者地域生活支援事業に役務費と助成金でトータルで44万程度なのですが、ここの関連性も含めて、今後この後見人制度のあり方について全体として説明をお願いいたします。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 当初予算で組んでいる成年後見の役務費と負担金補助及び交付金なので、これは成年後見登記に要する経費の補助という形になります。今回補正して

いる成年後見制度利用促進事業経費ということで、設置業務の委託料ということで、これは全町村平成30年度までに成年後見制度に関する相談業務をできる窓口を設置しなさいということで、今回法人後見を今進めている社会福祉協議会のほうに設置業務の委託料を払い、その部分を設置していただくという形となっております。

以上です。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 今回の説明では、国のこれをしなさいという指示の中で行われるということですのでよろしいですね。それを委託するのは社会福祉協議会ということだと、社会福祉協議会の助成金の中にこれが含まれていますか、相殺されているのでしょうか。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 当初予算の中にはこれは含まれておりません。今回週3日、人を社会福祉協議会のほうに派遣していただいて、法人による成年後見を行うということで、主に対象となるのは認知も含めてお金の管理に関する後見登記に関して、こちらのほうで市に相談していただくということです。財産分与ですとか、そういうものを含めてご相談いただくという窓口というものの設置経費になっております。

以上です。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 単純に考えますと窓口、要するにどこでこれをやるかというふうにしかな私には理解できないのです。そうすると、設置する委託料というのですか、これはぴんとこないのです。現実としてこの経費がどういう形で充てられるかということなのですかけれども、再度説明お願いいたします。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 成年後見の実施機関設置委託料ということで、週3日勤務ということで10月1日から3月分、70日間分ということで今回補正させていただいている次第でございます。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 要するにそういう業務に充てるとということで、実質的な人数は変わるものでないということでしょうか。

要するに人の配置は特にふえるものではないですけども、業務としてその部分がふえますので、それにこの金額を充てるとということでよろしいでしょうか。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 社会福祉協議会にその部分の専門知識を持った者がいませんということで、今回週3日間勤務していただいて、先ほど言った70日分を10月から3月分ということで、その分の人件費という委託料ということで計上しております。

以上です。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6 番村瀬議員 よくわかりました。

違う質問させてください。15ページになります。衛生費でございます。保健衛生総務費の中の説明では訪問看護ステーション設置事業経費、今回ここで改めてこの言葉が出てきたと思うのですが、これに対する業務のあり方として少し詳しく説明してください。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 業務のあり方というのは、今現在メインで来ているのは、鹿追町に本部がありまして、芽室町にサテライトを開いて来ていただいているかしわのもりという訪問看護ステーションがあります。今村の大部分がその訪問看護ステーションにお世話になっておりますけれども、件数がふえてきているということと、あと距離がかなりあると。今芽室から通っていただいているのですけれども、かなり距離があるということで、今回更別村としても地域包括ケアシステムの中には在宅医療と介護の連携というものがあまして、在宅医療の部分の強化のために訪問看護ステーションの誘致を進めて、こちらのほうにお話をしたところ、更別村に設置してもよいということをいただいています。一応来年の4月からの開設を予定しておりまして、その分の電話回線の設置工事、あと各種備品の購入費でこの分で間に合うということで、そちらのほうとお話をしまして今回計上させていただきます。

以上です。

○議 長 6 番、村瀬さん。

○6 番村瀬議員 設置施設というのですか、場所というのですか、これはどこでしょうか。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 現在の老人保健福祉センター内に設置をいたします。今相談室というのが社会福祉協議会の真向かいにありまして、そちらのほうの部屋で十分間に合うということです、そちらのほうに設置をさせていただきます。

○議 長 2 番、太田さん。

○2 番太田議員 11ページの款2総務費、目4地方振興費、説明欄(2)、情報通信基盤整備事業の63万2,000円なののですけれども、ネットワーク接続、通信速度を上げるために更別と上更別に設置するみたいなののですけれども、絶対人数でいえば更別のほうが人が多くて、私の考えでいけば利用する人数が時間帯に集中すれば集中するほど速度が遅くなるという解釈なののですけれども、それを上更別に設置して、絶対人数の中の割合でなぜ上更別に設置したのか、その辺をもうちょっと詳しくご説明していただければと思います。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 こちらにつきましては、農村部のインターネット利用環境として整備しました地域情報通信基盤施設の通信状況の改善ということで、それに係る工事費でございます。今更別と上更別というお話がありましたが、工事の中身としましては、もともと基地局というのが2つありまして、更別側につきましては役場にあるということで、更別といたしましても実際飛んでいるのは勢雄地区、それから上更別地区、香川ですとか、1カ所

の基地局で幅広く網羅している状態となっております。今加入者が109戸あるのですけれども、109戸のうち更別の一つの基地局で93戸を賄っている状況です。このため、これを緩和したいということで、業者のほうといろいろ検討させていただいた結果、国道の地下を走っている光ケーブルがありまして、そちらを借りることができるということになりました。それが更別から上更別市街まで延びております。そのケーブルを使って、更別のもともとある基地局1カ所と上更別にもともとある中継局から発信することによって93戸を約2分の1ずつに分割できるというようなことになりまして、それによりまして1カ所集中による混雑、混雑による通信速度の低下というのを若干でも改善できるということでもありますので、そのようなことでの今回の補正予算を計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 光ケーブルということでありましたけれども、インターネットの光回線を上更別地区でも利用できるようになるということですか。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 そういうことではございませんで、基本的には今までの無線の通信によるインターネットということです。あくまでも更別から上更別市街までの地下の埋設の部分のみ光ケーブルで通信の経路をして、さらにそこからは今までと同じように無線でのインターネット通信ということでございます。

以上です。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 次に、14ページの款3民生費の目2、一番上段にある説明欄18の備品購入費のところなのですが、ここで無線LANを設置するということなのですが、単純に無線LANの工事費というのは100万金というのがかかる、民間の考えで申しわけないので、100万金かかるイメージが全くないので、その辺の詳細を教えてくださいませんか。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 14ページ、(2)、福祉の里総合センター改修事業で管理用備品の購入費で156万6,000円ということであります。ワイファイのアクセス装置です。その前に、なぜこの部分を今回やるかといいますと、災害発生時の情報伝達手段の確保ということで、災害時の避難所に福祉の里総合センター自体がなっております。その上、昨年度に福祉避難所ということで同じく福祉の里総合センターを指定されたということでございまして、電話回線が災害時というのは輻輳するため、利用できない場合でもインターネットにアクセスしやすくして、避難してきた住民がスマートフォン等により災害時でも効果的にライン等を利用して安否確認ですとか、自分の情報を発信できるようにという機能強化を行うために今回この工事と備品購入をしていただくということになっております。それで、補助対象経費として、ワイファイのアクセス装置ですとか、メディアコンバーター、あとUP

S、無停電電源装置ですね、切れたら困りますので、無停電装置、あとLAN配線工事等もあります。それで、備品等で156万6,000円の計上、それとLANの配線工事で131万3,000円という形で今回計上させていただいております。

以上です。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 無線LANの装置ということなのですけども、それは民間で使うのと、災害が起きたときの避難場所になるような施設は基本的に特殊なものになってくるといえるのでしょうか。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 基本的には普通に使うワイファイ装置で、先ほどちょっと言葉が足りなかったのですが、場所的には老人保健福祉センター、福祉の里総合センター、生活支援ハウス、国保診療所を含めて全部で5台を設置する予定でございます。そのためにワイファイのアクセス装置とか工事費がちょっとかさむということで、今回トータルで290万の予算を計上させていただいた次第です。

以上です。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 ちょっと確認をさせていただきたいと思います。16ページの農林水産業費の中の農業振興補助金等について、(2)番の農地等災害復旧費の助成金104万減額しているのですが、昨年から災害復旧ということで村も含めて、農業者も含めて対策を打つということで、繰り越しも含めてということで、かなり大幅にふえるのではないかという見込みの中で現在に至っていると思うのですが、最終的に復旧作業も農業者の努力によってある程度復旧したということの最終的な判断として104万減額という形になったと思うのですが、当初の説明によりましてかなり農家さんも苦慮しながら復旧作業に当たっているという中で、増額もしながら、繰り越しもしながらということで推移した経過にあると思うのですが、そういう説明を受けたという認識をしているのですが、ここで減額になったという部分の内容についてもう少し詳細について説明いただければというふうに思います。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 ご質問いただきました災害復旧費の助成事業でございますが、昨年制度を構築した際に本年度の29年度の営農に差しさわりのないようという緊急対策ということで区切らせていただきました。その関係で、修繕の期間をことしの6月30日までに修繕を行ったものを対象とするということにさせていただいております。このため、6月に補正予算で一部増額させていただいた経過はございますが、その時点で若干申し込みがふえそうなお話があったものですから、6月30日までの期限がある関係でちょっと予算を増額させていただきましたが、その事業期間が終了したことから、今回執行残という形で減額をさせていただくものでございます。

以上です。

○議長 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 執行の部分についての考え方というのは、決して6月末をもって締め切るということについての異論はないわけなのですけれども、ただ私が心配しているのは、6月30日は一定の期間としての捉え方は正しいとは思うのですけれども、見込みがあった、あるいはこれからなおかつ状況を見ながら多少なりとも修繕したいという農家さんはいらっしゃるのか、いらっしゃらないのか、その点ちょっと確認させてください。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 農地の復旧等につきましては、どうしても春のまきつけと土地のほうの復旧がうまくスケジュールが合わないというようなご相談も承ってきているところでございます。ただ、ことし復旧をしないでそのまま放置になるかといいますと、ことしはその状態でも多少自分で地ならしをして植えつけをするというお話でございましたので、今年度の植えつけが可能な土地でございますので、復旧の対象とはならないという判断をさせていただいております。また、施設等も軽微な、金額的な仕切りもありまして、見積もり上、小破なものについて10万円以下は対象にならないわけですが、これが数年、数カ月経過をすることで二次的に被害が大きくなることも当然考えられまして、そうなったときに補助対象に含まれてくるという可能性もございます。そうなりますと、どこまでが実際に緊急的な対策費として見るべきものなのかというところが非常に悩ましかったところではございますが、制度構築に当たりまして農協さんとも十分に協議をした上で、6月30日をもって締めるというような形で今回は制度をつくらせていただいたところでございます。

以上です。

○議長 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 再三再四ごめんなさい。ということは、6月の30日をもって、村の考え方、農協の意見も集約した中で一定の復旧作業は全て完了という形の捉え方をするという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 今回の復旧対象にしている事業につきましては、生産者の方がそれぞれ営農に使われている施設を対象としてございます。それらのものが全て完了したというような解釈ではございませんで、多かれ少なかれ被災を受けた箇所というのはそれぞれお持ちであらうかと思っております。今回事業で対象にしているものにつきましては今回で一区切りということでございますが、これをもって全ての農家の方が被災前の施設状況に戻ったということには、そういうふうに捉えてはございません。万が一それらの昨年の台風に起因するものが今後の営農に支障を来してというような実態が明らかになってくるような事態があれば、また再度必要なものに関しては十分検討する必要があるかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 今回の説明である程度理解できたのですが、ただ6月30日という期限を決めた中で、確かにその時点で全てが災害復旧の部分で農家さんが対応といいますか、そういう判断、もしくは農地の復旧も施設の復旧も含めてということが完璧になされれば私もこういう質問しなかったのですが、ある意味では軽微な部分、あるいは今6月末までできないという農家さんが多分いらっしゃるのではないかと推定なのですが、そういう考えに基づいて今質問させていただき、なおかつ6月の30日をもってこれらの復旧対策の助成も含めて完璧に門戸を閉じてしまうのですかという、その心配もあったものですから、質問させていただいております。できれば、そういう部分少し落ちついた中で収穫もある程度ことし順調に進んでいますので、ある程度落ちついた中でやっぱりこれ必要だといったときに村の対応としては、これは要望になる可能性もあるのですが、一応の対策という部分で門戸を開いていただきたいということも考えているわけで、その点の配慮もお願いしたいというふうに思っています。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 ご意見しっかり受けとめさせていただきまして、今後のお話がありました際には十分検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議 長 6 番、村瀬さん。

○6 番村瀬議員 歳入のことで確認させてください。確認ということで質問させてください。

村税でございます。7 ページ、村税、目2の法人、ここがかなりふえている。とても喜ばしいということを含めて、説明の中では法人割の追加するということですので、単純に更別の経済動向として非常にもうかったといいますか、利益があったというふうに理解できるのですが、法人が幾つあるかということと、単純にそういう解釈でよろしいか質問させてください。

○議 長 宮永住民生活課長。

○住民生活課長 法人につきましては、一応当初3月段階では確定しておりませんので、概算的な形でできたわけです。今回時期が確定したということで、そのために今回の補正という形になっております。その金額は、ここに書かれているとおりでございます。収入が上がったかということなのですが、先ほど言いましたように当初の予算というか、いってみれば今回時期的に確定したということでございますので、必ずしも収入が全体的にすごく上がったとか、そういう部分は何とも言いがたいところがあります。

現年、一応93法人ということになっております。

○議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第56号 平成29年度更別村一般会計補正予算（第5号）の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

ここで昼食のため午後2時まで休憩といたします。

午後 0時27分 休憩

午後 2時00分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第17 議案第57号

○議 長 日程第15、議案第57号 平成29年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第57号 平成29年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件であります。

第1条であります。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,598万3,000円とするものであります。

内容の説明であります。事業勘定の歳出から申し上げます。9ページをお開きください。9ページは事業勘定の歳出であります。款8保健事業費におきまして16万円の増となり、補正後の額は481万7,000円となります。

内訳であります。項2の保健事業費、目1の保健衛生普及費で16万円の追加であります。これにつきましては、保健事業指導評価委員会対象市町村に本村が選定されたため、会議出席に伴う普通旅費を増額するものであります。

目2疾病予防費につきましては、一般財源から国、道支出金に財源振りかえするものであります。

続きまして、款10の諸支出金で43万6,000円を追加し、補正後3,067万9,000円とするものであります。

項3過年度過誤納還付金、目1過年度過誤納還付金であります。前年度概算交付された療養給付費交付金の精算確定に伴いまして、過大に交付を受けた分を国と道に還付するものとして43万6,000円を追加するものであります。

続きまして、歳入でありますけれども、7ページをお開きください。款1国民健康保険税におきましては、867万9,000円を減額し、補正後の額を1億6,485万5,000円とするものであります。

内容の説明でございますが、項1の国民健康保険税、目1の一般被保険者国民健康保険税につきましては、医療費給付費分563万5,000円の減額、後期高齢者支援金分108万2,000円を減額し、介護納付金分が157万5,000円の減額となっております。合わせて829万2,000円を減額するものであります。減額の理由につきましては、いずれも所得割算定基礎額の減に伴う減額であります。

その下にまいりまして、目2退職被保険者等国民健康保険税でございますが、医療費給付費分、マイナス32万円、後期高齢者支援金分、マイナス3万4,000円、介護納付金分、マイナス3万3,000円、合わせて38万7,000円を減額するものであります。減額理由といたしましては、退職医療対象者数の減に伴う減額でありまして、確定賦課に伴い減額するものでございます。

款2国庫支出金、項1国庫負担金、目3特定健康診査等負担金で1万7,000円の追加であります。これは、平成28年度の特定健診、特定保健指導負担金精算による不足分の追加であります。

8ページをごらんください。款5道支出金、項1道負担金、目2特定健康診査等負担金で1万7,000円の追加であります。これは、平成28年度の特定健診、特定保健指導負担金精算による不足分の追加であります。

項2道補助金、目1道財政調整交付金で16万円の追加であります。これは、保健事業支援評価委員会に係る旅費分の増額であります。

款8繰入金、項2基金繰入金、目1基金繰入金につきましては、当初予算に対して税收減に伴う医療給付費財源不足のため、財政調整基金繰入金として802万7,000円を追加するものであります。

款9の繰越金につきましては、前年度からの繰越金として105万4,000円を追加するものであります。

続いて、診療施設勘定をご説明申し上げます。歳出は補正はございませんので、歳入のみご説明を申し上げます。12ページをお開きください。款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金ですが、説明欄の繰入金の内訳を補正するものであります。これは、診療所の赤字補填分として一般会計から繰り入れた金額について、国の特別交付税の基準に基づき特別交付税が交付されるものでございますけれども、平成29年度の特別交付税

の申請をするに当たり、再算定し、補正したものでございます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

5番、上田さん。

○5番上田議員 7ページの国民健康保険税の考え方についてお聞きしたいと思います。

まず、今回860万ですか、減額したということで、これは所得割が下がったという説明を受けて、それはわかるのですけれども、更別村の基本的な考え方をちょっとお聞きしたいのですけれども、ご承知のように国民健康保険は単年度の収支であり、相互扶助という考え方だと思うのです。それで、応能、応益、いわゆる税率ですね、これずっと改正しない中でこうやって足りなくなったり、多くなったりしてきていることがあります。気になるのは、来年度から道に移管されるというようなこともあります。そういったことで、単年度収支ということになれば、今加入している人方は、正当なというか、それに匹敵するような税金を徴収するのが建前なのだろうと私は思っているのです。ですから、税率だとか、それから均等割、平等割、いわゆる応益割です。こういったことも毎年さわっていかねばならないのだろうというふうに私は思っているのです。今回も足りなくなった部分を全額でないでしょうけれども、基金で対応している。この考え方はわかるのですけれども、私は今言ったように単年度収支からいけば、確かに算定に当たっては大変ですけれども、そうやって考えていくのが正しいのではないかと思っているのですけれども、その辺いかがなものでしょう。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 平成30年からの国保の都道府県単位化に伴う質問だと思うのですけれども、6年間、激変緩和で毎年保険料が変わっていくという事実がございます。それで、その分の都道府県への納付金について毎年変化していくということで、保険料についてもその辺を見きわめつつ、毎年変更していく必要はあるかなとは思っておりますけれども、ただ基金等の残額もあります。それを見越してある程度保険料の見直しというのは毎年行っていく必要があるのかなとは感じております。

以上です。

○議長 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 今の説明で理解はできるのですけれども、ことしは繰越金が105万4,000円ということでそんなに大きくならなかった。中身は結構基金に積み立てたという実態もあります。私の言っているのは、その年、年に加盟している人が例えば1,000万、2,000万繰越額出ましたということになると、単純に言って保険税を多くもらい過ぎた部分もやっぱりあるかと思うのです。だから、できれば、来年度から道に移管になるということもありますけれども、今年度においても、今さらもう遅いのですけれども、税率だとか、それから応能、応益、それに見合った部分のやつを毎年算定していくのが正しいのではないかと

いうことを今聞いているわけなのですが、その辺どうなのかということです。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 今現在の保険税の考え方は、3年分の療養給付費を見越しての税率を設定しなさいというのが国からの指導でございます。それで、更別村は、医療費の増減はありましたけれども、保険税をいじらなくてもとりあえず今まで賄ってこれたという経緯がございます、足りないときがあれば医療給付費の足りない分ということで基金を繰り入れし、余った分については積み立てをしてきたという経緯がございますけれども、平成30年からは先ほど言われたとおり、毎年毎年納付金額の算定が行われまして、最低でも2%ぐらいずつ上がっていくということがございますので、それを先に見越して一括賦課させるということは一時繰越金が出ると。繰越金が出るということは、納付金の上昇に当たるように算定されていく可能性がありますので、その辺がないように保険税の算定を行っていきたいと思っております。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第57号 平成29年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第16 議案第58号

○議 長 日程第16、議案第58号 平成29年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第58号 平成29年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の件であります。

第1条であります、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ445万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,438万2,000円とするものであり

ます。また、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ9万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ179万9,000円とするものであります。

内容の説明であります。事業勘定の歳出から申し上げます。8ページをお開きください。事業勘定の歳出であります。款4の基金積立金におきましては6万5,000円の増であります。

内訳であります。項1の基金積立金、目1の基金積立金で6万5,000円の追加であります。これにつきましては、平成28年度の介護保険料滞納繰り越し分を追加するものであります。

続いて、款5諸支出金でございますが、前年度概算交付された交付金について、前年度の介護サービス給付費等の精算に伴いまして、過大に交付を受けた分を国、道、社会保険診療報酬支払基金に還付するものとして438万7,000円を追加するものであります。

続きまして、歳入であります。7ページをお開きください。款8繰越金におきましては445万2,000円を追加するものでございます。内容の説明でございますが、前年度繰越金を追加するものでございます。

続いて、サービス事業勘定にまいります。初めに、歳出から申し上げます。12ページをお開きください。款1サービス事業費で9万1,000円の追加であります。

内訳であります。項1居宅支援サービス事業費、目1の居宅支援サービス事業費で9万1,000円の追加であります。説明欄(1)、包括的支援等事業におきまして節9の旅費で7万円の追加であります。これは、地域包括ケアに係る保健師、社会福祉士の研修の旅費を追加するものであります。節11の需用費では、訪問介護での携帯用血圧計の購入費2万1,000円を追加するものであります。

続きまして、歳入に入ります。11ページをお開きください。款2繰越金で9万1,000円の追加であります。これは、前年度の繰越金を追加するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第58号 平成29年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第17 認定第1号ないし日程第22 認定第6号

○議長 長 この際、関連がありますので、日程第17、認定第1号 平成28年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第22、認定第6号 平成28年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 認定第1号 平成28年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から認定第6号 平成28年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件まで一括して、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の審査意見書を添えて提出するものであります。

また、資料といたしまして、各会計決算資料と地方自治法の各条項の規定に基づき各部門別主要な施策の成果及び予算執行の実績の概要、基金管理運用状況調べ等を提出しているところであります。

平成28年度は、第5期更別村総合計画及び新たに策定した更別村地方創生総合戦略等、引き続き村長としての公約実現など、目標であるK P I等の確実な遂行と政策の遂行に向けて全力を傾注してきたところであります。また、昨年度の普通交付税は、前年度比2.5%減となり、国はもとより地方財政が依然として厳しい状況にあることに変わりはありません。しっかりと財政措置をしながら、村づくりに停滞が起きないように、山積する課題解決と施策の実行に心がけてきたところであります。また、去年は天候不順や相次ぐ台風の被害を受け、本村でも開村以来の未曾有の被害が生じました。現在災害復旧と防災計画の見直しに向け、関係機関と連携しながら、万全な防災体制の確立を構築しているところであります。このような困難な状況の中にあっても、基幹産業である農業振興、商工業振興、福祉、教育、介護、医療や子育て支援、地方創生に係る各種施策も前に推し進めていかなければなりません。改めまして、議会の皆様を初め村民の皆様方の多大な支援とご協力をいただきましたことに心よりお礼と感謝を申し上げる次第であります。

各会計の決算状況は、提出議案の更別村各会計歳入歳出決算書によるところでありますけれども、説明につきましては資料として提出の各会計決算資料に基づきまして説明をさせていただきますというふうに思います。

それでは、お手元の平成28年度各会計決算資料をごらんください。まず初めに、1ページをお開きください。1ページ目は各会計決算状況の一覧でございますけれども、各会計の決算額等についてはこの後会計ごとにご説明申し上げますので、ここでは説明を省略させていただきます。各会計とも歳入確保がなされた上に、総体的に健全財政が保たれたも

のと考えているところであります。

続きまして、2ページをごらんいただきたいというふうに思います。2ページ、一般会計財政収支の状況であります。本年度の歳入に関しましては47億5,416万3,000円、歳出にありましては45億7,492万4,000円、歳入歳出差引額につきましては1億7,923万9,000円、翌年度に繰り越すべき財源として2,127万7,000円、実質収支でございますが、1億5,796万2,000円、前年度実質収支が1億5,692万5,000円でございますので、単年度収支は計算上103万7,000円ということになってございます。財政調整基金の積み立てにつきましては、8,104万6,000円を積み立てたところであります。また、実質単年度収支につきましては、8,208万3,000円の増となったところであります。

続いて、3ページをお願いいたします。3ページ目は、一般会計歳入歳出決算構成表の歳入であります。ここでは主なもののみ申し上げますが、1の村税に関しては前年度比17.6%の増となりました。2の地方譲与税につきましては、前年度比1.2%の減となっております。村の財政の柱となる9の地方交付税につきましては、昨年度比1.4%減の21億6,850万4,000円となり、厳しい状況でありました。また、繰入金が前年度より大きく減額されておりますけれども、これは平成27年度に国営かんがい排水事業、札内川第2地区の負担金の一括償還をしたことによるものでございます。全体としては、財源の確保が厳しい状況の中ではありますが、でき得る限り有利な財源を確保するよう努めてきた次第であります。

続きまして、4ページにまいります。4ページの歳出ですが、主なもののみ申し上げさせていただきます。2の総務費におきましては、前年より4,669万5,000円の減額となっておりますが、主な要因として、平成27年度に交流拠点施設整備補助、ma・na・caの建設による事業費として1億6,400万9,000円を支出したことが主な要因であります。また、平成28年度の主な事業であります、繰越し事業であります、情報セキュリティ強化対策事業で4,475万5,000円、地方創生推進交付金事業で2,186万1,000円を支出しております。3の民生費につきましては、前年度より6,045万8,000円ふえておりますが、福祉基金のほうに2,000万円の多額の寄附があったことにより、積立金を増額しており、新規事業として、子ども医療費の高校生までの医療費無償化を拡充、多子世帯保育料軽減事業助成金を行ってきております。4の衛生費におきましては、2,222万4,000円の減額となっておりますが、診療施設勘定への公債費分、繰出金が減ったことが主な要因でございます。新規事業として、ロタ、B型肝炎、おたふく任意接種分について村独自事業として拡充をしております。また、特定不妊治療の助成については、道の助成内容に上乗せをして拡充実施をしており、妊婦が安心、安全に出産できる支援事業として妊婦健診に行くための交通費助成も実施しております。6の農林水産費につきましては、7億4,452万8,000円と大きく減額となっておりますが、平成27年度は農業振興基金積立金として1億8,391万3,000円を積み増したことから、さらに国営かんがい排水事業の一括償還払いとして6億1,329万円の支出があったことから、大きく減少しております。新規事業といたしましては、中山間地担い手収益力向上支援事業交付金1,900万円、経営体育成支援事業交付金600万円、また昨年

の台風被害による被災農業者向け経営体育成支援事業助成金648万円、農地等災害復旧助成金456万円を実施しております。7の商工費につきましては、引き続き商工業活性化事業や観光物産総合振興事業として観光、商工業振興のための各種助成金や特産品の販売促進を図ってまいりました。8の土木費につきましては、新規事業として住宅改修助成金を実施しております。9の消防費につきましては、平成28年度に防災行政無線設備のデジタル化を行いまして、1億7,982万円を支出したことにより、前年度より大きく増加しております。11の災害復旧費ですが、昨年度は台風により大変大きな被害が本村でも発生し、道路や河川の復旧費として2,084万8,000円を支出しております。

続きまして、5ページから21ページまで、各種の参考資料につきましてはお目通しをお願いするものであります。

次に、飛びまして、22ページをお開きください。22ページは、特別会計財政収支の状況であります。まず、国民健康保険特別会計の事業勘定であります。歳入は6億3,142万円、歳出は6億3,026万6,000円、歳入歳出差し引き115万4,000円が実質収支であり、単年度収支は2,607万9,000円の減、基金の積立金に関しましては3,233万7,000円、実質単年度収支では625万8,000円の増となったところであります。診療施設勘定にまいりまして、歳入が3億2,431万3,000円、歳出が3億2,421万2,000円、歳入歳出差引額につきましては10万1,000円、実質収支も同額であります。単年度収支はゼロ円、実質単年度収支も同額、プラス・マイナス・ゼロ円となっております。

後期高齢者の特別会計にまいりまして、歳入につきましては5,324万2,000円、歳出5,313万4,000円、歳入歳出差引額につきましては10万8,000円、実質収支も同額であります。単年度収支は、8万1,000円の減となっております。

続きまして、介護保険特別会計にまいります。事業勘定では、歳入が2億9,987万3,000円、歳出は2億9,542万円、歳入歳出差引額445万3,000円、実質収支も同額であります。単年度収支につきましては241万円の増、基金積立金126万4,000円、基金の取り崩し額は169万円、実質単年度収支につきましては198万4,000円の増となっております。次に、サービス事業勘定に行きまして、歳入187万3,000円、歳出178万円、歳入歳出差引額は9万3,000円で、実質収支も同額でございます。単年度収支はマイナス1万3,000円で、実質単年度収支も同額であります。

次に、簡易水道特別会計にまいりまして、本年度の欄でございますが、歳入5,330万8,000円、歳出は5,315万6,000円、歳入歳出差引額15万2,000円、実質収支も同額であります。単年度収支につきましては13万8,000円の増加となり、実質単年度収支も同額の13万8,000円となっております。

続いて、公共下水道特別会計にまいりまして、本年度の歳入が1億6,124万6,000円、歳出が1億6,109万4,000円、歳入歳出差引額15万2,000円、実質収支の額も同額であります。単年度収支につきましては7,000円の減、実質単年度収支も同額となったところであります。

続いて、23ページをお願いいたします。23ページは、国民健康保険特別会計事業勘定歳

入歳出の決算構成表でございます。概要としまして、歳出の保険給付費については5.6%の増となっておりますが、依然として本村の1人当たりの医療費は管内、全道でも低いランクであります。したがって、各款におきましては前年度比で増減がありますものの、比較的健全な運営となっているところであります。

24ページ、25ページの国保事業の状況については、お目通しをお願いしたいというふうに思います。

26ページにまいります。26ページにまいりまして、国民健康保険特別会計施設勘定歳入歳出決算構成表であります。歳出、2の医業費におきましては、対前年度比12.5%の減となっております。歳入の1、診療収入において、入院部門が昨年と比べて増加、外来患者も増加しております。村債は、前年度比16.7%の減少となり、5の繰入金につきましては18.1%の減となっております。歳入全体として6.7%の減となったところであります。引き続き国の医療費抑制政策の中で、診療所関係の診療報酬算定には厳しい昨今の状況でありますけれども、本村は家庭医療学センターとの連携により医療体制の安定化が図られていると考えております。その他の項目については、ご参照をよろしくお願いするものであります。

続いて、27ページをお願いいたします。27ページは、後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算構成表でございます。年々対象者の増加から歳入歳出ともふえる傾向にありますが、今年度は歳入で1.8%、歳出で1.7%の微減となっております。他の点につきましては、お目通しをお願いするものであります。

続いて、28ページにまいりまして、介護保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算構成表であります。制度開始当初と比べて、高齢化に伴い施設入所者の増加等により保険給付費につきましては増加傾向にありますが、3年に1度保険料を見直し、適正運営に努めてきており、一部基金繰入金を活用するなど健全化に努めてきたところであります。次に、同事業のサービス事業勘定歳入歳出決算構成表でありますけれども、これはお目通しをお願いするものであります。

続きまして、30ページにまいります。簡易水道事業特別会計歳入歳出決算構成表であります。歳入、3の繰入金が増加しておりますのは、固定資産税台帳の整備によるものでございます。歳入で12.5%、歳出で12.2%の増となっております。総じて安定した供給ができたところであります。事業状況については、お目通しをお願いしたいというふうに思います。

31ページにまいります。31ページは、公共下水道事業特別会計歳入歳出決算構成表であります。歳入、3の国庫支出金は218万7,000円の増、165.3%の増となっています。これは、ストックマネジメント計画とBCP計画の策定に伴うものであります。歳入歳出ともに11.9%の増となっております。個別排水処理事業につきましては、9基の整備実績となっております。普及率は70%となっており、0.4%上昇しました。今後も引き続き普及に努めてまいり所存であります。

31ページから32ページの事業の状況については、お目通しをお願いしたいというふうに思います。

続いて、33ページの財政指数等に関する表でございます。標準財政規模でございますが、28億9,502万6,000円となっております。村が標準的な状態で通常収入するであろう経常一般財源の規模を示す額でございます。次に、財政力指数、3カ年平均であります。0.230ということで0.01ポイントの増となったところであります。公債費負担比率につきましては20.7%、これについては1.8ポイント増加しております。公債費比率につきましては10.8ポイントということで、前年度から1.9ポイント増ということになってございます。実質公債費比率であります。7.2%ということで0.4ポイントの増となっております。経常収支比率でございますけれども、76.5%で2.6ポイント増加いたしております。これらの率は、いずれも低いほうがよく、増加した理由としてこれらを算出する際の分子に当たる元利償還金が増加したこと並びに分母に当たる普通交付税、地方消費税交付金などの一般財源が減少したことが主な要因であります。次に、村税の徴収率であります。現年度課税分につきましては99.8%、滞納繰越分については11%、合計で98.6%となったところであります。前年より0.3ポイント上がっております。固定資産税の現年課税分につきましては、徴収率が100%となっております。

34ページ以降の参考数値につきましては、お目通しをお願いするものであります。

次に、決算書、冊子のほうでございますけれども、217ページから財産に関する調書がございます。これにつきましては、お目通しをお願い申し上げます。

その他各提出資料につきましてもご参照いただきたいというふうに思います。

以上、ご提案とさせていただきます。認定方よろしくようお願い申し上げます。

○議長 お諮りをいたします。

認定第1号 平成28年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から認定第6号 平成28年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの6件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成28年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から認定第6号 平成28年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの6件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定をしました。

審議の方法についてお諮りをいたします。一般会計につきましては款ごと歳出決算、次に歳入決算の順に、国民健康保険特別会計事業勘定は歳出決算、次に歳入決算の順に、国民健康保険特別会計施設勘定及び他の特別会計は歳入歳出一括で補足の説明を受け、質疑を行います。その後会計決算ごとに討論、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

一般会計歳出の決算から質疑を行います。

39ページ、款1 議会費に入ります。

補足の説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 議会費の説明に入ります前に、一般会計の各科目及び特別会計に関係があります人件費について説明させていただきます。

一般会計は、議会費2名、総務費で特別職2名及び一般職57名、農林水産業費で農業委員会事務局の一般職2名、教育費で教育委員会特別職1名及び一般職11名に係る人件費を支出しております。特別会計では、国民健康保険特別会計診療施設勘定11名、介護保険事業特別会計事業勘定1名、簡易水道事業特別会計2名、公共下水道事業特別会計1名に係る人件費を支出しております。全会計で特別職3名、一般職87名、合計90名分となっております。職員の異動状況は、平成27年度末で一般職1名が退職し、平成28年度に一般職4名を採用、一般職1名を中部広域水道企業団に派遣しております。常勤特別職及び一般職の人件費は、総額で7億776万5,941円、前年度比較で1,563万4,925円、2.26%の増となっております。給料で714万8,233円、2.17%の増となっており、昇給、昇格に伴う異動で587万3,028円の増、退職職員と新規採用職員の給与差で634万438円の増、平成28年条例第1号の改正条例附則第3項による支給で328万7,661円の増、給料表の改定による異動で362万9,328円の減、その他の異動で472万3,566円の減となっております。職員手当等では1,155万1,946円、6.25%の増となっており、主には時間外勤務手当で396万8,679円、期末手当で253万1,395円、勤勉手当で465万5,087円の増が主な増加の要因となっております。時間外勤務手当は、昇給、昇格、職員数の増加、災害対応に伴う時間外勤務の増加によるものでございます。期末手当は、昇給、昇格、職員数の増加、勤勉手当は昇給、昇格、職員数の増加及び支給率の改定に伴う増加となっております。共済費は44万8,272円の増となっており、負担金率の変更などによるものでございます。退職手当組合及び福祉協会負担金で351万3,526円の減となっており、退職手当組合の一般職に係る普通負担金負担率が1,000分の190から1,000分の175に変更になったことによるものでございます。

これより項単位で特徴的な経費及び新規の事業、また不用額の多い科目等、その他特に説明が必要と思われる事項に絞って各課長等より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議会費について補足説明をさせていただきます。39ページ、40ページをお開きください。款1 議会費、項1 議会費、予算現額4,886万6,000円、支出済額4,874万5,925円、不用額12万75円の決算となっております。備考欄(1)、議員報酬等で前年度比較190万6,000円ほど減となっております。主な要因は、共済費で負担率の減少によるものです。また、(4)、各種調査経費は、本年度において委員会の所管事務調査を実施したことによるものです。

以上で議会費の補足説明を終わります。

○議長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 次に、39ページ、款2総務費に入ります。

補足の説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 総務費について補足説明させていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、予算現額11億2,549万4,220円、支出済額9億9,418万8,616円、翌年度繰越額1億2,525万4,000円、不用額605万1,604円の決算となっております。

目1一般管理費では、支出済額6億22万2,863円、翌年度繰越額25万4,000円で、不用額435万6,817円となっております。不用額につきましては、節4共済費108万979円で、臨時職員に係る社会保険料の執行残が主なものでございます。41ページ、42ページをお開きください。節7賃金68万1,744円で、一般事務補助員賃金の執行残です。節8報償費45万8,543円で、弁護士等相談料の執行残が主なものでございます。節10交際費31万3,896円で、お悔やみに伴う香典、供花料、視察研修時の手土産などの支出の執行残です。節11需用費66万7,882円は、庁舎維持管理経費の庁舎光熱水費で8万9,239円、庁舎修繕費で17万2,166円、情報処理管理事務経費、OA機器管理の消耗品費で14万1,489円が主な執行残です。翌年度繰越額25万4,000円は、社会保障・税番号制度整備事業の北海道自治体情報システム協議会に対する負担金を繰り越したものでございます。

次に、各事業について説明させていただきます。備考欄(3)、庁舎維持管理経費は、前年度と比較して122万5,135円の増となっております。庁舎非常用発電機設備修繕工事63万7,200円を実施したこと、また燃料費が購入単価の上昇により28万1,400円、庁舎清掃業務委託料のうち特別清掃委託料が24万7,392円増加したことが主な要因となっております。

(4)、総務管理一般事務経費は、前年度と比較して36万4,843円の増となっております。平成28年3月に南十勝消防事務組合が解散したことにより消防団に関する事務が村に承継され、新たに消防団員65名に係る公務災害補償等負担金を支出したことなどにより、北海道市町村総合事務組合負担金が152万2,940円増加したこと、前年度にIP電話機保守委託料54万4,320円を支出しましたが、本年度3月に電話機を更新し、保守期間が残り少なかったため支出しなかったこと、前年度に前村長、前議長の肖像画を作成し、60万4,800円の支出があったことが主な要因となっております。(6)、情報処理管理事務経費、OA機器管理は、前年度と比較して89万6,626円の減となっております。前年度に国民健康保険税納付書修正対応の開発委託料17万8,848円の支出があったこと、北海道自治体情報システム協議会負担金が15万4,052円減少したことが主な要因となっております。

43ページ、44ページをお開きください。(9)、職員研修経費は、前年度と比較して32万7,553円の増となっております。新たにコンプライアンス研修を開催したことに伴う委託料

37万8,000円の増が主な要因となっております。(10)、職員福利厚生経費は、前年度と比較して45万2,724円の増となっております。職員の人間ドック受診に係る検診委託料が10名分増加したことなどにより20万5,000円増加したこと、本年度から職員のストレスチェック等を行うため、メンタルヘルスサポート委託料29万4,084円を新たに支出したことが主な要因となっております。(14)、電話交換機等更新事業は、前年度と比較して1,324万9,440円の減となっております。前年度は電話交換機等の更新1,393万2,000円を支出しましたが、本年度は電話機用非常用電源装置等の設置68万2,560円を支出しております。(15)、庁舎改修事業でございます。前年度庁舎の改修は行っておりませんが、本年度避難路屋根設置工事及びクロス張りかえ工事110万1,600円、第1電算室管理用エアコン改修工事56万7,000円、駐車場区画線設置工事34万5,600円、庁舎高圧ケーブル更新工事64万8,000円を実施しております。

45ページ、46ページをお開きください。(16)、社会保障・税番号制度整備事業は、前年度と比較して621万5,876円の減となっております。事業の内容は、個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律及び行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、改正が必要となる個人情報保護条例施行規則の整備、情報セキュリティポリシーの改定、情報セキュリティポリシーと特定個人情報に関する職員研修の実施、社会保障・税番号制度の導入に係る情報システムの整備、地方公共団体情報システム機構に対する通知カード、個人番号カード関連事務の委任、自治体中間サーバープラットフォームASPサービスの利用などでございます。本年度は、改正個人情報保護法関連例規整備支援業務、情報セキュリティポリシー改定及びマイナンバー導入に伴う安全管理措置対応支援業務529万2,000円を委託し、前年度の社会保障・税番号制度執行体制整備業務167万4,000円と比較すると委託料で361万8,000円の増となっております。また、前年度から住民基本台帳システムや税関連システム、児童、介護等福祉関連システムなどの改修を進めてまいりましたが、本年度は運用テストや事前準備が必要であったため、北海道自治体システム協議会負担金が670万3,198円減額となっております。さらに、自治体中間サーバープラットフォームASPサービス利用に係る地方公共団体情報システム機構に対する負担金が278万7,000円減額となっております。(17)、情報セキュリティ強化対策事業は、平成27年に発生した日本年金機構の情報漏えい事件を契機に、マイナンバー制度の施行に当たり、インターネットなど外部からの攻撃に対応できるネットワーク、職員が不正を行えないネットワークの構築を国から求められたことから、マイナンバーや住民情報などの個人情報を扱う利用事務系ネットワークをインターネットから完全に分離するなどの整備を村が加入する北海道自治体情報システム協議会が行いました。ネットワーク強靱化に係る出先ネットワーク設定変更業務54万円、ホームページ強靱化対応35万4,760円、マイナンバー利用環境運用94万2,840円、関連システム強靱化対応

139万1,969円、自治体情報システム強靱性向上に係る構築業務4,152万5,766円、合計4,475万5,335円を負担金として北海道自治体情報システム協議会に支出しております。

目2文書広報費は、支出済額で823万8,636円で、不用額は8万5,364円となっています。

(1)、文書事務管理経費は、前年度と比較して31万6,501円の増となっています。例規更新データ作成委託料が26万2,440円増加したことが主な要因で、前年度96件の条例、規則等を更新しましたが、本年度は115件の更新となりました。

目3財産管理費は、支出済額1,357万138円で、不用額は5万862円となっています。(3)、財産取得事業、物品取得は383万4,000円の支出となっています。役場庁舎のフルカラー印刷機を更新しております。(4)、村有財産整備事業は、前年度と比較して267万8,400円の増となっています。北海道自治体情報システム協議会が行う公共施設等総合管理計画事業に係る負担金で、前年度は固定資産台帳整備業務として85万8,600円、本年度は施設マネジメント対象施設現場調査、分析、計画策定分として353万7,000円を負担金として支出したものでございます。(5)、財産処分経費は572万4,000円の支出となっています。旧更南中学校の解体工事費でございます。

目4地方振興費は、支出済額6,328万983円、翌年度繰越額が1億2,500万円で、不用額137万2,557円となっています。備考欄(1)、夢大地さらべつ推進委員会運営経費、47ページ、48ページをお開きください。前年度比較41万6,880円の減となっています。前年度は、まち・ひと・しごと創生総合戦略などの協議のため会議を7回開催しましたが、今年度は通常の会議回数となったことによるものでございます。(5)、姉妹提携事業は、前年度比較36万7,572円の減となっています。相互交流事業の実施に伴う旅費の減が主な要因です。(6)、企画政策事務経費は、前年度比較57万1,301円の増となっています。開村70周年記念事業として取り組んでいる日本ハムファイターズ応援大使事業について懸垂幕、横断幕等を先行して作成したことが主な要因でございます。49ページ、50ページをお開きください。(10)、各種要請、施策調査経費は、前年度比較55万398円の増となっています。人材育成に係る講演会開催に伴う報償費及び地方創生事業関連の要請等に伴う旅費の増、また委託料で前年度は通行量調査を実施しておりませんので、減となっております。(11)、総合計画策定事業は、第6期更別村総合計画の策定に伴う委託料でございます。(12)、上更別地域活性化対策事業は、前年度比較158万6,250円の増となっております。上更別地域の協働店舗、ポピーマートの老朽化した備品の更新及び一部施設改修に伴う助成金の増であり、補正予算により対応したものでございます。(13)、宅地分譲事業経費は、前年度比較50万7,976円の増となっています。更別幼稚園前分譲地の用地確定測量による委託料の増が主な要因でございます。(15)、情報通信基盤整備事業、需用費116万1,540円は、地域情報通信基盤施設の中継局2基分の落雷及び台風被害による故障に伴う修繕費でございます。(17)、ふるさと創生事業は、特産品開発チャレンジ事業1件に77万2,000円を交付したものでございます。51ページ、52ページをお開きください。(19)、生活交通路線維持対策事業は、広尾線バス運行経費の補助限度額超過に係る赤字を補填する補助金で、前年度比較97万9,000円の増と

なっております。(20)、地方版総合戦略事業1,352万円は、更別農業高校と地元企業による特産品共同開発に係る経費などであり、地方創生加速化交付金を活用したものでございます。(21)、地域おこし協力隊事業、起業支援分については、協力隊員の地域への定着を目的として、本村での起業を希望する協力隊員に必要な経費を支援したものでございます。

(22)、地方創生推進交付金事業は、地域創造複合施設の整備に係る経費で、節15工事請負費は旧開発事務所等の整備工事費、節19負担金補助及び交付金については熱中小学校の運営を担う法人に対する運営補助金を交付しております。(23)、地域おこし協力隊事業、地域振興分については、熱中小学校を運営する法人設立までの間、準備に当たった協力隊員の3カ月分の経費でございます。(24)、地域創造複合施設維持管理経費は、施設の建物災害保険料でございます。翌年度繰越額は、地方創生拠点整備交付金事業で地域創造複合施設、宿泊施設等の改修等に係る経費となっております。節13委託料が850万円、節15工事請負費が9,700万円、節18備品購入費が1,950万円で、それぞれ平成29年度へ予算を繰り越しております。

目5交通安全費は、支出済額57万9,720円で、不用額は4,280円となっております。

目6公平委員会費は、支出済額4万7,920円で、不用額は1,080円となっております。

目7車両管理費は、支出済額3,607万2,359円で、不用額は5万5,641円となっております。公用車14台及び村民バス、福祉バス、スクールバス、合わせて5台の管理を行っております。備考欄(1)、公用車車庫維持管理経費、53ページ、54ページをお開きください。節18備品購入費で消火器を更新しております。(3)、公用車維持管理経費は、前年度比較35万1,168円の増となっております。節11需用費で公用車のタイヤを購入、節14使用料及び賃借料で高速道路使用料の使用回数の増、節27公課費は車検に伴う自動車重量税で、台数の増が主なものでございます。(4)、バス運行維持管理経費は、前年度比較201万9,415円の増となっております。節11需用費でバス標識板とタイヤを購入、修繕費では村民バスと更南方面スクールバスのヒーターと福祉バスのスピードセンサーとエアコンの修繕が主なものでございます。節14使用料及び賃借料は、高速道路使用料でございます。(5)、公用車両購入事業で前年度比較167万2,076円の減となっております。平成27年度に乗用車1台を購入しております。なお、村民バス、福祉バスの運行実績は、別冊の平成28年度各会計決算資料の13ページをご参照願います。

目8村有林管理費は、支出済額2,645万8,920円で、不用額3万9,080円となっております。55ページ、56ページをお開きください。備考欄(3)、村有林整備事業、補助事業で節13委託料は村有林の地ごしらえ、植栽、下刈り、間伐等を行った経費でございます。雪害の復旧に係る特殊地ごしらえの終了などにより、前年度比較324万2,435円の減となっております。なお、詳細は、別紙、平成28年度各部門別主要な施策の成果及び予算執行の実績の概要をご参照願います。

目9住民活動費は、支出済額1,372万7,423円で、不用額8万577円となっております。地域安全コミュニティー活動、行政区運営、協働のまちづくり事業等に係る経費でございま

す。備考欄（２）、地域安全等住民活動経費の節19負担金補助及び交付金は、行政区運営交付金及び生活安全推進協議会助成金でございます。（３）、協働活動経費の節12役務費は、コミュニティー活動総合補償加入保険料でございます。節19負担金補助及び交付金は、排水路支障木伐採、村有地、公園等の環境整備、３次路線除雪など協働活動に対する交付金でございます。（４）、協働のまちづくり基金積立金は、利子分と寄附金を積み立てたものでございます。112万3,927円の決算となっております。

目10財政調整基金費は、支出済額8,104万6,278円で、不用額は2,722円となっております。前年度と比較して2,146万2,588円の増となっております。地方財政法では、決算剰余金の2分の1を下らない額を積み立て、または地方債の繰上償還の財源に充てることとされており、財政調整基金積立金の財源としております。平成27年度の決算剰余金が平成26年度の決算剰余金に比べ4,249万8,596円増加したことから、積立金も増加をしております。

目11公共施設等整備基金費は、支出済額1億5,056万841円で、不用額は2,159円となっております。前年度と比較して1億1,417万7,997円の増となっております。今後の公共施設の改修等を見込み、本年度1億4,821万7,000円を積み増ししております。

目12減債基金費は、支出済額38万2,535円で、不用額は465円となっております。

57ページ、58ページをお開きください。項2徴税费は、予算現額1,065万7,000円、支出済額507万3,925円、不用額558万3,075円となっております。節23償還金利子及び割引料の不用額534万6,089円につきましては、当初予算で法人税の多額の還付に対処するため550万円の予算を計上しておりましたが、15万3,911円の決算となったことによるものでございます。

目1税務総務費は、支出済額168万7,520円で、不用額543万2,480円となっております。備考欄（３）、村税還付金等で所得税の更正申告等に伴う村民税の還付金2件、1万8,411円、法人税の確定申告に伴う中間納付分の還付金4件、5万5,400円と固定資産税減額に伴う還付金2件、4万5,000円と還付加算金2万2,700円となっております。

目2賦課徴収費は、支出済額338万6,405円で、不用額15万595円となっております。備考欄（１）、賦課徴収事務経費で家屋評価システム保守管理委託料と土地の鑑定評価委託業務237万6,000円の支出がありましたことが主な要因となっております。

項3戸籍・住民基本台帳費は、予算現額504万9,000円、支出済額501万7,253円、不用額3万1,747円となっております。主なものとして、北海道自治体情報システム協議会負担金で戸籍総合システムブックレス使用許諾保守料を支出しております。

項4選挙費は、予算現額349万9,000円、支出済額345万3,855円、不用額4万5,145円となっております。

目1選挙管理委員会費は、支出済額36万4,535円で、不用額は2万5,465円となっております。

59ページ、60ページをお開きください。目2参議院議員選挙費は、支出済額308万9,320円で、不用額は1万9,680円となっております。

項5統計調査費は、予算現額36万1,000円、支出済額33万9,389円、不用額2万1,611円と

なっています。前年度比較198万7,632円の減で、前年度に国勢調査が実施されたことが主な要因となっております。

項6 監査委員費は、予算現額188万円、支出済額185万9,470円、不用額2万530円となり、前年度比較17万5,924円の減となっております。平成27年度の任期中に出席した全国町村監査委員研修会の旅費の減が主な要因となっております。

以上で総務費の補足説明を終わります。

○議 長 この際、午後3時20分まで休憩といたします。

午後 3時08分 休憩

午後 3時19分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、質疑の発言を許します。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 歳出の48ページ、総務費なのですけれども、節でいいますと負担金補助及び交付金の不用額の話で、83万8,000円の不用額が出てございます。これそれぞれが20万程度の不用額が積み重なったもので83万8,000円なのですが、中身を見ますと、私なりに考えてこの不用額が果たして多いのか、少ないのかというところについてなのですが、3月補正に間に合わないとしたとすると、その理由も含めて、私は少し多いような気がしますので、その辺のところをもう少し詳しく説明してください。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 負担金補助及び交付金の不用額の内訳についてご説明させていただきます。

今ご指摘のとおり、それぞれが20万程度のものの積み重ねというようなことでございました。中身につきましては、1つはふるさと創生事業の関係で、予算に対しまして実績報告の中で29万1,000円の残ということでございました。こちらにつきましては、今回特産品開発のチャレンジ事業ということでございましたが、中身についてはタマネギのドレッシングをつくったということで、その中で材料となるタマネギが台風被害等によりまして不足したというようなところが今回残となった主な要因でございます。実績報告の際にその部分がはっきりしてきたというところでございます。

もう一点ですが、姉妹都市交流事業でございます。こちらについては20万8,738円の不用額となりました。内訳としましては、姉妹提携事業の再開に伴いまして、昨年度については福祉の関係ということで派遣をしたところなのですけれども、こちら当初予算の中で旅費につきましてJRを使ってといった部分があったのですけれども、台風被害によりましてJRが不通になったと、それをその分公用車で送迎に切りかえたというような部分がありまして、執行残が出たところでございます。

もう一点ですが、主なものの最後ですけれども、熱中小学校事業に伴う助成金でございます。こちらは、助成金の実績報告による執行残ということで、不用額21万4,220円となったところでございます。こちらにつきましては、年度末までの事業運営ということでございますので、やむを得ない部分もあったかなと思いますが、ご指摘いただいた中で姉妹都市交流事業に関しましては時期が年前に行っておりますので、本来であれば執行残、補正で減額すべきところだったかなというふうに考えております。この点についてはおわびいたしたいと思います。今後このようなことのないように進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 それでは、57ページ、58ページの関係の項2の徴税費の中の目1 税務総務費の関係で少しご説明いただきたいというふうに思います。

区分として23番の償還金利子及び割引料の関係について執行残、いわゆる不用額が534万6,000円の残が出たということで、当初の予算計上のときの説明等を勘案すると、説明の中で少し補足説明していただかないと理解できない部分がありますので、その点お願いしたいというふうに思います。

○議長 長 宮永住民生活課長。

○住民生活課長 村税の還付金等につきまして15万3,911円ということでございますが、これにつきましては所得税の修正申告並びに確定申告によります法人住民税の更正請求に伴って法人税割額等による還付ということになってございます。その部分で今回の15万3,911円の支出を行ったということでございます。

以上でございます。

○議長 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 支出済額の金額は今理解できた部分あるのですけれども、繰り返しになるようにすけれども、当初の計画というのがあった内容でございますので、その点も加えて説明しながら、どうなったかという説明していただければありがたいと思います。

○議長 長 宮永住民生活課長。

○住民生活課長 例年こちらにつきましては、還付金につきましてはどれくらいの還付金が出てくるかということがなかなか推定できる場所がないものですから、およそ概算的に、こういう言い方したらあれなのですが、例年的におよそ500万前後の金額を予算で計上させてきているところでございます。その中で、今回の大きな金額の決算、還付金の金額が少額だったということもありまして大きな金額が残ったということでございます。先ほど言いましたように、大体今までの経過の中でこの金額を予算計上させていただいてきたというのが経過でございます。

○議長 長 6 番、村瀬さん。

○6 番村瀬議員 関連ですので、質問させていただきます。

今の説明では少し足りないような気がするのです。例年550万の予算、ここは暫定ということではよろしいかなと思います。ただ、状況を把握していくうちに見通しというのをどこかでつけたり、見通しを立てなければならないということが今言う不用額をこのぐらい大きく生み出す要因だと思うのです。それで、実質的に経験的にいろいろやられて、私ども素人が言うのものはばれるのですけれども、3月迎えてここでどのぐらいの見通しがつくかということになるかと思うのですけれども、前年でいきますと275万6,000円の不用額出ています。当初予算は同じですから、ここはいいのしょうけれども、ここを経験的にいうともう少し減額する補正をするといいますか、そういう時期があるのではないかという意味で再度質問させていただきます。

○議長 長 宮永住民生活課長。

○住民生活課長 村瀬議員のお話しされているのもごもっともかなというふうに思います。しかるべき時期というものが当然ございますので、その辺につきましては今後状況について検討させていただきながら、内容につきましては見定めて対応していきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 次に、59ページ、款3民生費に入ります。

補足の説明を求めます。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、款3民生費について補足説明いたします。

59ページ、60ページをお開きください。項1社会福祉費、予算現額3億4,208万円、支出済額3億941万2,294円、不用額3,266万7,706円の決算となっております。

目1社会福祉総務費は、支出済額で2億859万5,101円、不用額3,076万9,899円となっております。まず、この目について臨時分についてご説明いたします。65、66ページをまずお開きください。備考欄(21)、国民健康保険特別会計事業勘定繰入金として2,170万3,390円の決算額となっておりますが、前年度と比較して2,395万9,316円減少しております。これは、先ほど補正予算の中でも説明いたしましたけれども、平成30年度から国民健康保険の保険者が都道府県単位となることに伴い、算定の比較となる年度が平成28年度ということとなっております。法定外の繰入金、ここで言う法定外の繰入金とは、財源補填分ですとか、福祉医療の無料化波及分、特定健康診査事業分が国保税の不足に当たると判断されて、それを繰り出すことで道で保険税を算定する際納付金の上昇要因となるため、繰り出しを取りやめていることが主な原因となっております。備考欄(22)、福祉基金積立金2,034万3,647円の決算額です。前年度と比較して1,918万4,897円増加しておりますが、大口の寄附があったことから、積み増し分が1,971万5,000円増加したことが主な要因でございます。備考欄(23)、福祉灯油事業助成金につきましては、121万1,480円の決算額であります。低

所得者の高齢者世帯等を対象とした福祉灯油の支給経費で、平成28年度において灯油引きかえ券45世帯分、どんぐり商品券1万円分を73世帯分、合計118世帯に支給しております。備考欄(24)、公用車両購入事業につきましては、公用車1台分のリース料34万3,440円、軽自動車の更新といたしまして118万2,600円の合計152万6,040円を支出しております。備考欄(25)、憩の家改修事業118万8,000円の決算額でございます。事務室にエアコンを設置したものでございます。備考欄(26)、臨時福祉給付金給付事業は、消費税が平成26年4月1日に5%から8%になったことに伴い、低所得者への負担緩和措置として年金生活者支援臨時給付金、低所得の高齢者向けの3万円でございますが、229名分、年金生活者臨時福祉給付金、低所得の障害、遺族基礎年金の受給者、これも3万円でございますが、10名分、そのほか低所得者向けの臨時福祉給付金3,000円で334名分を支出しているものでございます。備考欄(27)、障害者支援事業所建設予定地整備事業270万円の決算額です。障害者就労継続支援B型の施設の建設予定地の建物解体工事を行ったものでございます。

次に、不用額の主なものについて説明させていただきます。61ページ、62ページにお戻りください。節11需用費の不用額50万6,477円は、62ページの備考欄(7)、社会福祉センター維持管理経費の光熱水費で9万1,934円、修繕費で8万3,928円、備考欄(8)、憩の家維持管理経費の光熱水費で7万2,824円、修繕費で2万1,265円です。63、64ページをお開きください。備考欄(9)、福祉館維持管理経費の光熱水費、修繕費で4万577円、備考欄(11)、公用車維持管理経費の消耗品費、燃料費等で4万7,334円の執行残が主なものでございます。もう一度61ページ、62ページにお戻りください。節13委託料の不用額18万401円は、65、66ページの備考欄(17)、障害者地域生活支援事業の移動支援事業委託料等で14万2,680円の執行残が主なものでございます。もう一回61、62ページにお戻りください。節19負担金補助及び交付金の不用額は125万7,665円となっております。これは、社会福祉活動補助金で、社会福祉協議会の助成金で93万9,000円、続いて67、68ページの臨時福祉給付金給付事業で20万7,000円の執行残が主なものですが、先ほど補正予算のときに説明したとおり、社会福祉協議会の活動補助金の中に福祉団体の補助金104万円が当初予算のときに二重計上されていたものを気づかずそのままにしておいたため、この不用額が生じました。臨時福祉給付金につきましては、3月までの給付ということで補正予算等が間に合わず、20万7,000円の執行残となっております。節20扶助費の不用額314万9,193円は、65、66ページの備考欄(16)、障害者総合支援事業の身体障害者の補装具給付費、身体障害者自立支援医療給付費、障害者介護給付費で194万7,404円、(18)、重度心身障害者医療給付事業経費で26万2,305円、(19)、ひとり親家庭等医療給付事業経費で26万7,876円。67、68ページをお開きください。備考欄(23)、福祉灯油助成事業の福祉灯油給付費で57万952円の執行残が主なものでございます。また、64ページの(16)、障害者総合支援事業は昨年度より409万3,435円増加しております。これは、節20扶助費の障害者介護給付費が昨年度より390万795円増加しております。障害者の就労移行支援事業利用者が1名から3名へ増加したこと、利用日数もこの3名、27年度は263日でしたが、28年度は合計延べ日数が600日となったこ

とによるものの増加です。それぞれ3月補正の編成の後に確定することもあり、不用額となってしまいました。61、62ページの節28繰出金の不用額2,535万5,610円は、65、66ページの備考欄(21)、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金において、先ほど説明したとおり30年度から国保保険者が都道府県の単位化になることに伴い、法定外の繰り入れを取りやめたことが主な原因でございます。本来ですと3月の補正等でやれるという意見もあるかと思うのですが、国保の場合3月、2月診療分ということで2月診療分が4月に入ってから請求が来ると、それで給付費がかたまり、不足額等も判明するというところでございまして、補正予算が間に合わないということと、あと財源補填分が30年度に延期をするとうわかったのが3月の頭ということで、補正予算に間に合わなかったため、今回のような事態になっております。

次に、67、68ページをお開きください。目2福祉の里総合センター費、支出済額5,455万6,324円、不用額は86万7,676円となっております。この目の不用額の主なものについてご説明いたします。節11需用費の不用額65万7,846円につきましては、備考欄(1)、福祉の里総合センター維持管理経費において燃料費で21万1,760円、光熱水費で13万4,034円の執行残、続いて69、70ページをお開きください。70ページの給食業務経費において修繕費で12万520円、賄い材料費で14万503円の執行残が主なものでございます。また、備考欄(5)、給食業務用厨房整備事業として昨年12月に補正いただき、節18備品購入費で故障した急速冷凍機を入れかえたため、82万800円を支出しております。

次に、目3国民年金費につきましては、経常経費として例年どおりの支出でございまして、説明は省略させていただきます。

目4後期高齢者医療費は、支出済額4,624万1,620円、不用額100万2,380円です。平成20年4月からスタートした75歳以上の方全てを対象とした後期高齢者医療制度に係る村負担分としての経費でございます。備考欄(1)、後期高齢者医療広域連合事業経費3,489万7,253円は、法律により市町村の一般会計でその一部を負担するものとされているものです。財政運営、資格認定、保険料の決定、医療給付の審査、支払いなどの役割を担う特別地方公共団体として設立された北海道後期高齢者医療広域連合ヘルール分を負担しております。昨年と比較して569万3,703円増加しております。(2)、後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、ルール分として事務費繰出金190万7,038円、保険基盤安定繰出金943万7,329円と合わせて1,134万4,367円を更別村の後期高齢者医療事業特別会計へ繰り出ししております。なお、この節28繰出金において不用額が100万1,633円となっておりますが、これは特別会計への繰出金のうち、予備費分の繰出金100万円について予算執行がないため、不用額となっております。

次に、項2児童福祉費は、予算現額2億39万8,000円、支出済額1億9,824万6,291円、不用額215万1,509円の決算となっております。

目1児童福祉総務費は、支出済額1億5,047万1,474円、不用額214万9,526円の決算です。この不用額の主なものは、節13委託料で30万7,070円、これは備考欄(2)、児童福祉事業

経費における認可保育所運営事業委託料の執行残です。節19負担金補助及び交付金の不用額127万2,930円は、同じく備考欄（2）、児童福祉事業経費の中で南十勝こども発達支援センターの負担金の執行残115万6,000円が主なものでございます。節20扶助費の不用額45万2,917円は、備考欄（4）、子ども医療給付事業の給付費40万9,377円の執行残が主なものでございます。

次に、決算の内容ですが、備考欄（2）、児童福祉事業経費は保育所、学童保育所、子育て支援センターの委託料1億1,221万8,930円、一時保育の補助金として216万4,000円が主なものでございます。他に南十勝こども発達支援センターの運営負担金として671万2,000円などを支出しております。また、昨年度と比較し、節8報償費で280万円増加しておりますが、平成20年度より款10教育費で計上しておりました小中学校入学祝金300万円をこの科目に移動したことが主な要因でございます。節13委託料で1,192万3,042円昨年度より増加しておりますが、認可保育所事業運営委託料につきまして国の定める保育単価が増額改定していることが主な要因でございます。節19負担金補助及び交付金は、昨年度と比較して1,632万9,420円増加しておりますが、71、72ページの備考欄（5）、子育て応援施策推進事業経費として多子世帯保育料軽減事業助成金として1,256万7,420円、備考欄（6）、児童福祉事業経費、臨時において節19負担金補助及び交付金、認可保育所運営事業運営費補助金487万円を支出していることが主な要因でございます。

目2児童措置費は、支出済額4,777万5,017円、不用額1,983円の決算となっております。備考欄（1）、児童手当給付等経費の節20扶助費の決算額4,768万5,000円は、平成28年度にゼロ歳から中学生の子どもを持つ家庭に支払われた扶助費の総額となっております。対象者は、平成29年2月支給時で210世帯、388名となっております。また、昨年度は子育て世帯臨時特例給付事業で124万8,449円の支出がありましたけれども、28年度にはこの事業がありませんでしたので、全額減額となっております。

続きまして、項3老人福祉費、予算現額は1億863万5,000円、支出済額1億619万2,166円、不用額244万2,834円の決算となっております。

目1老人福祉総務費は、支出済額368万7,867円、不用額3万5,133円でございます。高齢者運動会、敬老会の経費で、敬老会の経費には敬老祝金63名分、189万円を含んでおります。

目2老人保健福祉センター費は、支出済額4,929万6,517円、不用額が51万7,483円でございます。この目の節11需用費の不用額24万3,015円は、備考欄（1）、老人保健福祉センター維持管理経費において消耗品費で7万666円、燃料費で3万9,707円、修繕費で11万5,586円の執行残が主なものでございます。また、節15工事請負費の不用額16万2,000円は、備考欄（3）、老人保健福祉センター改修事業の支出額378万円の執行残です。温泉の加圧給水ポンプユニットが故障のため、取りかえ実施したものでございます。

73、74ページをお開きください。目3老人福祉推進費、支出済額5,320万7,782円、不用額189万218円となっております。臨時事業としましては、備考欄（4）、老人福祉施設等雇用対策事業として30万円を支出しております。老人福祉施設の職員確保のための補助で、

1名分を支出しているところでございます。(5)、介護保険事業特別会計繰出金、臨時は、低所得者の保険料軽減分として38万700円を支出しております。この目の節19負担金補助及び交付金の不用額は、備考欄(3)、高齢者在宅福祉サービス事業の高齢者等生活支援事業の執行残が主なものでございます。節20の不用額12万5,215円は、備考欄(1)、老人保護措置事業費で養護老人ホームの入所者の措置費の執行残が主なものです。また、節28繰出金の不用額123万113円は、備考欄(6)、介護保険事業特別会計繰出金、介護給付費の執行残74万662円は介護給付費が予算より減少したため発生したものでございます。介護保険事業特別会計繰出金、財源補填分の執行残48万9,151円は地域支援事業の執行残が主なもので、地域支援事業は3月末で事業が全て確定し、また介護保険事業の給付費は4月支払い分で額が確定するため、このようなことになります。

次に、項4災害救助費、予算額15万円で、支出済額6万5,000円、不用額は8万5,000円の決算です。これは、春先の強風により屋根破損が2件、台風10号による床下浸水に対する見舞金4件を支出しているものでございます。

以上で民生費の補足説明を終わらせていただきます。

○議長 説明が終わりましたので、質疑の発言を許します。ありませんか。

2番、太田さん。

○2番太田議員 69、70ページの目1児童福祉総務費、備考欄の13委託料のことなのですが、今まで補正やら何やらで認めてきたところはあるのですけれども、決算して改めて今回1億1,200万かかっている、その前年は1億だったと、平成26年に限っては8,854万円だったという中で、かなりの金額が上がってきていて、どうもこの委託料の部分でなかなか詳細が見えないところがあるので、もうちょっと詳しい資料というのを、今でなくていいのですけれども、後からでももらうことは可能でしょうか。例えば子どもの人数、もちろんゼロ歳から2歳ではまた比率が違ふとか、それが3歳と4歳では補助の比率が違ふというところは今までにも説明してもらったのですけれども、その人数割というか、過去3年間ぐらいでその人数がどういうふうに変化して、どういうふうに関金額が、ここまでの2年前からいくと8,854万から1億1,200万までふえた。これがもうちょっとわかりやすく説明できる資料というものは提出していただけるでしょうか。

○議長 長 新関子育て応援課長。

○子育て応援課長 予算の内訳についてはこちらの資料当然ありますので、必要に応じまして積算根拠ですとか、そういうものは提示することは全く問題はないと思います。こちらは国の公定価格と言われている単価に基づいて全て積算されておりますので、どうしても子どもの年齢に応じて単価が高い、安いがあるものですから、その部分で結構影響が出てしまっているのかなと思いますし、今年度の30万の執行残につきましては、2月頭ぐらいで一回補正予算閉じるのですけれども、3月の時点での子ども、毎月の子どもの数で積算していくものですから、3月の子どもの数のある程度1人、2人想定した中で組んでいます。そうしないと実際子どもが新たに入所した場合村で支出するお金がなくなるという

ようなことがあるものですから、その部分が毎年大体30万程度余っているのかなというようになっております。

以上です。

○議長 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 61ページ、62ページになるのですがけれども、段落飛んで申しわけないのですが、区分20番の扶助費の内訳について再度確認だけさせていただきたいというふうに思います。不用額が314万9,193円ということで、主なる要因として身体障害者、重度障害者、ひとり親、そういう云々という説明をいただきましたけれども、灯油関係については我々が判断する中では最終までわからないという部分ありますので、補正も組めない、組みかえれないという部分あるのですが、身体障害者の関係で194万の不用額が出たという説明いただいたのですが、この点の捉え方と、障害者の関係だったら時期がある程度の中で判明できるのではないかというのがあって、これは補正なりなんなりの中で間に合わないのかというのが質問内容なのですが、そういう分の考慮はできないのか、その点を含めた説明をお願いしたいと思います。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 今回の扶助費の不用額314万9,193円は、障害者総合支援事業の身体障害者の補装具給付費で10万797円、これは3月末まで受け付けるものなので、ある程度の余裕を持っていないと補装具給付費が払えない。身体障害者の自立支援医療給付費、これが4万4,850円余っております。これも4月請求分で確定するというので、それをある程度多く見込んでおかないと支出できないということです。それと、障害者介護給付費です。これが180万1,757円不用額が発生しております。この部分も介護の事業所に通う、通わない、その日の体調によって通わない場合もありますので、これも4月の請求分で確定するというので、ある程度余裕を持たないと払っていけないということで、これぐらいの不用額が出ております。

以上です。

○議長 長 6 番、村瀬さん。

○6 番村瀬議員 28年度の歳出全般で見ましたら、民生費が突出して実は高くなっている状況がありまして、その中におきましても委託料、そして負担金補助が1,300万円、負担金で3,000万程度、その中で先ほど太田議員の質問があったところなのですが、私も予算資料について求めたいので、よろしくお願ひしたいということと、あわせて72ページの児童福祉事業経費、臨時のこの交付金487万円、これもたしか保育所に関連するのかなという思いで確認したいのですが、もしこれも関連するのであれば、これも付随した資料を請求したいと思います。

○議長 長 新関子育て応援課長。

○子育て応援課長 資料につきましては提出は可能ですので、できれば中身というか、どの程度のものとかというのを確認させてもらえたらなと、後ほどお願ひしたいなと思いま

す。

○議長 長 ほかございませんか。よろしいですね。

(なしの声あり)

○議長 長 次に、73ページ、款4衛生費に入らせていただきます。

補足の説明を求めます。

宮永住民生活課長。

○住民生活課長 それでは、款4衛生費につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、73ページ、74ページをお開きください。款4衛生費、予算現額3億304万6,000円、支出済額2億8,828万5,762円、不用額1,476万238円の決算でございます。

項1保健衛生費、目1保健衛生総務費は、支出額834万2,619円、不用額38万5,967円の決算になってございます。

次に、各節の不用額の主なものについてご説明をいたします。まずは、節20扶助費の不用額33万5,507円は、備考欄(1)、乳幼児医療給付費の乳幼児医療扶助費で27万6,507円の執行残が主な内容になってございます。また、備考欄(1)、乳幼児医療費給付費635万7,619円でございますが、前年度より58万1,019円の減額となっております。これは、入院件数の減少が主な要因となっております。ちなみに、27年は44件、28年は29件という内容になってございます。備考欄(2)、医療施設等運営補助金についてでございます。198万5,000円のうち194万円、これは帯広厚生病院の運営補助金の救急救命センター、周産期医療、小児救急、小児医療の赤字補填分の支出になってございます。昨年度までは精神医療分も含めた運営補助金に含まれておりましたが、精神分に関しましては都道府県の補助とすることとなったために、昨年度比較で87万円の減少となっております。また、昨年度は医療施設等整備補助金で道東ドクターヘリ運行圏域の加入負担金131万2,000円でございます。加入時の払い込みが終了したために、今年度は支出がございません。また、未熟児養育医療事業予算額6万円につきましてでございますが、これにつきましても予算の執行がありませんでした。全額不用額となっております。

75ページ、76ページをお開きください。目2予防費でございます。支出済額1,286万7,089円、不用額36万4,671円でございます。これは、各節の不用額で節13委託料で不用額34万3,470円となっております。備考欄(3)、子ども予防接種事業経費の各種予防接種委託料の執行残29万703円が主な内容となっております。次に、備考欄(1)、感染症予防対策事業においてでございます。エキノкокクス症や結核の検診、(2)、予防接種事業経費においては、村民のインフルエンザ予防接種、高齢者肺炎球菌の予防接種などの経費でございます。(3)、子ども予防接種事業経費は、乳幼児の定期予防接種のほか、ロタウイルス、おたふく風邪のワクチン接種などの経費の内容になってございます。なお、昨年度に比較いたしまして614万8,846円が増加しておりますが、これは(2)、予防接種事業経費、インフルエンザワクチンの値上げに伴い、補助上限額の増加及び接種人数の増加によりまして47万7,500円となっております。また、(3)、子ども予防接種事業経費では、範囲拡大

等による薬剤費の増加で297万1,437円、委託料で266万118円の増加が主な要因となっております。

次に、目3環境衛生費でございますが、支出済額2,081万6,206円、不用額56万794円の決算になってございます。この目の臨時分につきまして、77ページ、78ページをお開きください。備考欄(6)、火葬場整備事業でございます。火葬炉の耐火レンガの修繕交換を行ったもので、88万5,600円の決算額となっております。次、(7)の汚水処理施設共同整備事業でございますが、これは環境複合事務組合で進めております汚泥等の受け入れ施設建設事業の負担金といたしまして353万8,000円を支出したものでございます。昨年度と比較して295万6,000円が増加しておりますが、これは27年度分につきましては設計費の負担でございましたが、28年度から本体建設が始まったことによりましての増ということになってございます。続きまして、75ページ、76ページにお戻りいただきたいと思います。不用額の主なものにつきまして、13の委託料でございます。28万12円となっておりますが、ちょっとページ後戻りして申しわけございませんが、77ページ、78ページをお開きください。(5)、リサイクルセンター維持管理経費の資源物運搬、処分委託料の25万4,926円の執行残が主な内容となっております。

続きまして、目4診療所費でございます。支出済額9,944万8,952円でございます。不用額823万2,048円の決算額となっております。歯科診療所の維持管理経費及び特別会計の診療施設勘定への繰出金の支出であります。この項において節11需用費の不用額10万円につきましては、歯科診療所の修繕費の執行残10万円ということであります。節28繰出金の不用額813万463円につきましては、備考欄(2)、特別会計の診療施設勘定の繰出金の財源補填分812万1,000円の執行残が主なものの内容となっております。また、前年度と比較いたしまして3,006万603円の減少となっております。これは、節28繰出金、備考欄(2)の特別会計、診療施設勘定の繰出金の財源補填分でございます。金額が1,101万5,000円、公債費分で、建設時の償還が終了したことに伴いまして1,900万8,207円が減少したための内容となっております。

目5保険推進費でございます。支出済額1,509万5,020円、不用額62万634円となっております。これは、本村住民の保健推進に係る経費となっております。各節における不用額の主なものについてご説明いたします。節13委託料の不用額34万1,501円でございますが、備考欄(3)、健康増進事業、79、80ページをお開きいただきたいと思います。各種検診委託料の執行残26万2,500円、備考欄(5)、女性特有のがん検診推進事業における各種検診委託料の執行残7万9,001円が主なものとなっております。どちらも受診者数が当初見込みより減少したことによるものが主な理由となっております。77ページ、78ページにお戻りください。節7の賃金ですが、前年度比較121万4,470円増加しております。これは、80ページの備考欄(4)、保健指導活動事務経費で保健師の育児休業に伴う代替保健師の賃金が増加したことによるものがございます。次、78ページの節13委託料でございますが、前年度比較160万3,784円減少しております。これは、備考欄(1)、母子保健事業経費の委託

料で126万2,998円、次、80ページになります。備考欄（５）、女性特有のがん検診推進事業の検診委託でございますが、35万5,803円が減少したことが主な要因となっております。節19負担金補助及び交付金でございますが、これは93万4,965円が増加しております。これは、78ページの備考欄（１）、母子保健事業の特定不妊治療助成金で67万725円、これは9月の議会で補正いただいた妊婦安心出産支援事業助成金で、27万8,850円の増加が主なものとなっております。

次、79ページ、80ページをお開きください。項２清掃費、予算現額1,753万5,000円、支出済額1,744万1,876円、不用額9万3,124円の決算額となっております。

目１し尿・塵芥処理費は、同額となっております。備考欄（１）で廃棄物収集運搬処理経費は、一般家庭ごみ、大型ごみ、金属ごみの巡回回収等にかかわる経費となっております。

次、項３上水道費でございますが、予算現額1,834万円でございます。支出済額が1,767万8,000円で、不用額が66万2,000円となっております。

目１の簡易水道費でございますが、これは同額ということでございます。節28の繰出金の不用額66万2,000円でございますが、備考欄（３）、簡易水道事業特別会計繰出金の不用額でございます。水道管理費の北海道自治体情報システム協議会負担金と職員手当等の執行残による財源補填の減が主な要因となっているところでございます。

次、項４の下水道費についてでございますが、予算現額8,472万2,000円でございます。支出済額8,088万1,000円、不用額384万1,000円となっております。

目１下水道費も同額ということでございます。次、節28繰出金の不用額でございます。384万1,000円は、備考欄（１）、公共下水道事業特別会計繰出金の不用額となっております。そして、下水道、農業集落排水、個別排水施設管理経費の修繕費の執行残による財源補填を減じたことが主な要因となっております。

項５衛生諸費でございますが、予算現額1,490万5,000円でございます。支出済額も同額で、不用額はございません。

目１の複合事務組合費も同額となっております。備考欄の（１）、十勝環境複合事務組合負担金、運営分でございます。これは、1,446万7,000円となっておりますが、昨年より25万4,000円多い決算額となっております。増額の要因といたしましては、くりりんセンターの維持費の増額による内容となっております。81ページ、82ページをお開きいただきたいと思います。（２）の十勝環境複合事務組合負担金、建設分でございます。これは、43万8,000円は昨年より236万9,000円少ない決算額となっております。これは、旧最終処分場の施設の廃止分担金が減額されたことが主な内容となっております。

以上で衛生費の説明を終わらせていただきます。

○議長 この際、午後４時30分まで休憩といたします。

午後 ４時17分 休憩

午後 4時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、質疑の発言を許します。款4 衛生費、ございませんか。

6 番、村瀬さん。

○6 番村瀬議員 これまた不用額のことなのですけども、80ページ、下水道費の繰出金の関係で384万1,000円の不用額が出ております。基本的には未執行がないようなことでこれを持っているというのはわかるのですが、3月時に特別会計締めるときにはかなり精査して、含めた決算となるというふうなことを考えたときに、このような不用額が発生するということは少し考えづらいところもありますけれども、もう少し詳しくこの不用額となった原因について説明お願いいたします。

○議 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 この不用額の中身について説明させていただきます。

まず、1つ目は、下水道管渠の修繕費で142万7,683円、あと浄化センターの修繕費29万3,174円、それからあと農業集落排水の管渠の修繕費が52万200円、農業集落排水施設の修繕費で20万円、個別排水の施設の修繕費で9万8,482円、下水道汚泥運搬費で35万6,200円というような内容、あと個排の設計委託については30万600円、あとは下水道の施設の資材費20万円ということで、3月末まで何かあったら困るということで残していたというものがほとんどでございまして、2月の段階で精査できればいいのですけれども、なかなかしづらいという状況で、もしこの中ですとすれば委託料ができたかもしれないというふうな内容でございすけれども、ほとんどが途中でやるのは難しいかなというような状況でこれだけ残ってしまったというふうな状態でございます。

○議 長 6 番、村瀬さん。

○6 番村瀬議員 修繕にかかわることですから、確かに担保する経費というのはある程度見なければならぬというのは理解できますけれども、前年度を見ましたら179万7,000円、これでは執行できなかったのかという話になるわけで、実際のところ保有する額というのはなかなか難しいところを含めてこういう質問をしているわけなのですけども、先ほど上田議員もおっしゃっています。修繕費にかかわる捉え方というのは、危機管理も含めてそれぞれあるかと思います。ですから、例えばですけども、公共下水で142万、これは何を想定しているかというようなことの積み上げかと私は思うのです。そこら辺について、単純に余りました、保留しましたということにはならないという思いがあるのですけれども、いかがなものでしょうか。

○議 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 下水道の管渠修繕費におきましては、前年度におきまして、油が原因だと思うのですが、管が詰まりまして、その除去だとかに100万円以上かかったという前例がございまして、それがあつたものですから、これを落とすというのは難しかったというのが

今回の正直なところでございます。

○議長 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 78ページ、80ページに関するのですが、委託料の関係で、母子保健の事業と女性特有のがんの事業ということで不用額ということで、説明では対象者がいなかったというような中なのですが、事業の内容の村民の需要という部分では、違う事業内容への変更とか、そういうようなものの要望とか、そういうものはなかったのでしょうか。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 私のほうは女性特有のがん検診推進事業ということで、これは乳がんと子宮がんということで、毎年対象者を拾っておるところなのですが、対象となる者は村にクーポンをとりに来て行くという形になっておりますけれども、見込みよりそれが少なかったという形になっておりまして、ということで各種検診の委託料として4万5,873円の執行残ということになっております。

女性特有のがん検診につきましては、先ほど言った2つの子宮頸がんと乳がんだけ。そのほかに関しましては、一般のがんに関しましては健康増進事業の中で脳ドックも含めて、胃がん、肺がん大腸がん検診というのがありまして、それは健康増進事業の中でやっておりまして、女性特有のがん検診ということであくまで子宮頸がんと乳がんで、案内はしているのですけれども、希望者が少なかったということで執行残となっております。

○議長 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 それは十分よくわかっているのですが、クーポンをとりに来て行ってくださいということで、事業のやり方も含めてちゃんと機能しているのか、村民が本当に需要がないのか、そういう部分も含めて何か情報といいますか、把握をしているのかという部分を確認したかったことと、母子保健事業のほうについても同じような状況の中で、今やっている事業が本当に需要があってやっているのか、本当に対象者がいないだけなのかという部分の判断というか、そういう部分できっちり検討されているかどうか、それによっては来年度以降の予算組みという部分でも、これだけのがん検診の応募がないのであれば、昨年度の10分の1ですから、そういうのも含めて検討していかなければならないという部分がありますので、そういう部分について説明をいただきたいなと思っています。よろしくをお願いします。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 1点説明を忘れておりました。女性特有のがん検診なのですが、前々年度までは全年齢の希望者対象でしたけれども、昨年度から制度が変わりまして、子宮頸がんがその年度で21歳になる方、それで乳がんはその年度で41歳に達する方ということで、対象者が大幅に減ったということで、昨年度から比較しまして委託料で35万5,803円が落ちたということで、対象者の枠が狭まったということでございます。

母子保健事業に関しましては、保健事業ということで妊婦健診ですとかのものでありまして、妊婦健診はちょっと回数を覚えていないのですけれども、その時々によって超音波

検査等があったりなんかして1回当たりの額は変動するのですけれども、妊婦さんの数が減れば減るという形でございますので、昨年に比して126万2,998円が余ったということで、母子保健事業委託料の執行残に関しましては、今回流用して支出するまででないということで、トータルの人数が減っているという形になると思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今高木議員さんおっしゃられたことですが、そういうようなところで制度上、あるいは需要面、その辺の分析きちんとしているのかというお話だと思うのです。もしそれで見直しをするのであれば、しっかりと検討しなさいと。確かにそのとおりであると思いますので、来年度予算編成等々、現況あるいは将来に向かっての需要等々含めまして検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議 長 ほかがございませんでしょうか。よろしいですね。

(なしの声あり)

○議 長 81ページ、款5労働費に入ります。

補足の説明を求めます。

本内産業課長。

○産業課長 それでは、款5労働費について補足説明させていただきます。

81ページお開きください。予算現額452万6,000円に対しまして、支出済額434万7,900円、不用額は17万8,100円でございます。

項1労働費、目1労働諸費について、同額でございます。節11需用費の不用額12万6,103円は、勤労者会館維持管理経費の備品修繕費2万円、施設修繕費10万円が全額執行残となったものでございます。備考欄(3)、雇用対策事業の地元雇用促進事業助成金は、27年度からの継続助成を含めまして6事業者から11件の申請があり、合計で55カ月分、380万2,555円を助成いたしました。新規雇用者の内訳につきましては、転入者が1件、地元が4件でございます。また、勤労者会館の利用状況につきましては各会計決算資料9ページ、施設の利用及び維持管理の状況は同19ページに記載してございますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で労働費の補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

◎会議時間の延長

○議 長 この際、お諮りをいたします。

この際、議事の都合により本日の会議を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがいまして、本日の会議時間は延長することに決定をいたしました。

◎日程第17 認定第1号ないし日程第22 認定第6号(続行)

○議長 長 次に、81ページ、款6農林水産業費に入ります。

補足の説明を求めます。

本内産業課長。

○産業課長 それでは、款6農林水産業費について補足説明させていただきます。

81ページごらんください。予算現額8億6,927万6,000円に対しまして、支出済額4億1,319万117円、翌年度繰越額4億4,510万9,000円、不用額は1,097万6,883円でございます。農林水産業費に係る建設事業費の概要につきましては、別冊の各部門別主要な施策の成果及び予算執行の実績の概要の一般会計建設事業費の3ページから5ページに記載してございますので、ご参照いただきたいと思います。

項1農業費、予算現額8億6,433万6,000円に対しまして、支出済額4億829万8,513円、翌年度繰越額4億4,510万9,000円、不用額は1,092万8,487円でございます。

目1農業委員会費、支出済額2,770万15円、不用額は3万1,985円でございます。主な事業の内容は、農業委員会の運営に関する経費でございます。

83ページをお開きください。目2農業振興費、支出済額2億234万7,562円、不用額は433万2,438円でございます。備考欄(1)、農業振興補助金等、經常分でございますが、昨年度は中間管理機構集積協力金交付金1,489万6,000円を交付しておりましたが、本年度は備考欄(4)、農業振興補助金等、臨時分に組みかえて計上したことから大きく減少してございます。備考欄(3)、農業振興基金積立金において昨年は1億7,590万3,000円を新規に積み増ししておりましたが、本年度は新規積み増しを行わなかったことから大きく減少してございます。備考欄(4)、農業振興補助金等の臨時分でございますが、年度途中に補正した経営体育成支援事業助成金600万、中山間地域担い手収益力向上支援事業交付金1,900万、被災農業者向け経営体育成支援事業助成金648万円、農地等災害復旧費助成金456万3円等の実施がございました。なお、節19負担金補助及び交付金の不用額432万7,763円の主なものは、本事業の中山間地域担い手収益力向上支援事業交付金におきまして、実績におきまして補助要件を満たせなかった申請者1件分、400万円不採択となったことから、これが主な要因でございます。不採択となった時期が3月の補正に間に合わなかったことから、400万円がそのまま不用額ということになってございます。

目3農地費でございます。支出済額4,723万29円、不用額456万3,971円でございます。85ページお開きください。節11需用費の不用額119万9,655円につきましては、備考欄(1)、排水施設維持管理費の明渠排水修繕費において82万8,941円の執行残、また畑かん給水施設の修繕が今年度はなかったことから、用水施設維持管理経費39万4,000円が全額執行残とな

ったことによるものでございます。節19負担金補助及び交付金の不用額332万6,160円は、備考欄(3)、道営事業負担金におきまして事業費確定後の負担金の還付金331万6,734円が発生したことが主な要因でございます。なお、こちらも還付になった時期が3月の補正には間に合わない時期ということで、そのまま不用額として計上してございます。なお、道営事業の詳細につきましては、各会計決算資料の7ページに記載してございますので、ご参照願います。

目4 営農用水費でございます。支出済額5,706万5,580円、不用額は72万9,420円でございます。備考欄(1)、営農用水施設維持管理経費の節11需用費で水道施設の修繕費が昨年より26万972円増加しておりますほか、昨年の台風に伴い受水管路の切りかえを行ったことから、電気料が69万6,301円、節19負担金補助及び交付金の中札内村共同管理事業負担金が373万4,678円増加しております。また、節19負担金補助及び交付金の執行残36万9,298円は、この負担金の執行残によるものでございます。備考欄(3)、十勝中部広域水道企業団受水負担金でございますけれども、88ページをごらんください。先ほどご説明いたしました台風に伴う受水管路の切りかえによりまして89万3,311円が増加してございます。備考欄(4)、営農用水施設整備事業につきましては、猿別川改修工事サッチャルベツ川工区、水道管移設工事を行ったもので、節13委託料において設計費232万2,000円、節15工事請負費において1,995万8,400円を支出しております。節15工事請負費の不用額31万7,308円につきましては、この工事の執行残が主なものでございます。また、節19負担金補助及び交付金におきまして、中札内工区配水池耐震補強調査設計業務の負担金23万9,448円を支出してございます。

目5 畜産業費でございます。支出済額3,857万1,925円、翌年度繰越額4億4,510万9,000円、不用額は38万3,075円でございます。翌年度繰越額4億4,510万9,000円につきましては、国の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金を活用して整備中でございました哺育・育成牛預託施設整備事業に係るもので、昨年の台風被害の復旧工事等に伴い施工業者の確保が困難となったことから年度内執行ができず、繰り越しをしたものでございます。備考欄(1)、村営牧場維持管理経費につきましては、決算額1,402万7,041円となりましたが、酪農家の減少に伴いまして入牧頭数減少しておりますが、管理人を5名から4名体制へ見直したほか、経費の節減に努めまして、前年度と比較し563万4,651円の減少となっております。なお、村営牧場利用状況につきましては、各会計決算資料8ページにございます。施設の利用及び維持管理の状況につきましては同20ページに記載されておりますので、ご参照願いたいと存じます。備考欄(4)、村営牧場整備事業の単独分でございますが、牧場に隣接しております哺育・育成牛預託施設の整備に伴いまして牧場内道路の改良工事を行ったものでございます。節13委託料において設計費156万6,000円、節15工事請負費において改良工事費1,274万4,000円を執行したものでございます。また、マダニの増殖に伴う小型ピロプラズマ病の発生が見られた牧区につきまして平成27年度から草地更新を行っておりまして、本年度は6.5ヘクタール分の更新を行い、239万2,200円を支出してござい

す。(5)、畜産クラスター事業でございますが、継続して実施しております自給飼料増産対策推進事業に197万1,000円の助成を行ったほか、性判別精液購入助成、乳牛導入奨励事業、和牛優良繁殖雌牛造成対策、和牛雌牛受精卵移植、和牛雌牛導入奨励に対しまして合わせて226万1,254円を交付しているところでございます。

目6ふるさとプラザ費でございます。支出済額1,986万7,912円、不用額は43万4,088円でございます。節11需用費の不用額36万3,773円につきましては、備考欄(1)、ふるさと館維持管理経費におきまして施設等修繕費の執行残32万9,120円が主なものとなっております。ふるさと館の運営状況につきましては各会計決算資料8ページに、施設の利用及び維持管理の状況は同20ページに記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

89ページお開きください。目7プラムカントリー費でございます。支出済額1,551万5,490円、不用額は45万3,510円でございます。節11需用費の執行残45万2,400円につきましては、備考欄(1)、プラムカントリー管理経費の施設等修繕費の執行残でございます。どんぐり公園の運営状況につきましては各会計決算資料8ページに、施設の利用及び維持管理の状況につきましては同20ページをご参照いただきたいと思います。

項2林業費でございます。予算現額494万円、支出済額489万1,604円、不用額は4万8,396円でございます。

目1林業振興費、同額でございます。備考欄(2)、有害鳥獣駆除対策経費におきまして、更別村鳥獣害防止対策協議会に対し鳥獣害防止対策経費として197万2,651円を助成しております。平成28年度の鳥獣による農作物被害実績につきましては、13.95ヘクタール、金額で511万9,460円、昨年より減少してございますけれども、こちらはその年の生産者からの報告に基づいた数字を積み上げているところでございます。若干毎年波があるところでございます。駆除の実績でございますけれども、エゾシカが169頭、ヒグマが1頭、キツネが64頭、カラスが9羽、ハト11羽の実績でございます。備考欄(5)、未来につなぐ森づくり推進事業は、私有林を対象としました道の補助事業でございますが、6件の申請、面積は9.92ヘクタールの造林に対しまして177万7,523円を交付したところでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

1番、安村さん。

○1番安村議員 83ページ、84ページの目2の農業振興費の中の区分19の負担金補助及び交付金について再度ご質問させていただきたいと思っております。

この案件につきましては、中間保有の関係の組合農家さんからの申請に基づいて採択されるか、採択されないかという部分があると思うのですが、今般1件の方が残念ながら不採択になって、その分が不用額として計画に対して400万の不用額になったというご説明いただきましたけれども、いずれにしても申請する段階である程度精査した中で申請しているというふうに私は捉えているわけなのですが、まずその点の捉え方、農業

者と村との話の中でどのような経過で進んできたのか。私はこういう形はあってはいけないというふうに思っていますので、不採択ということは非常に残念な結果であって、農業者にとってもそれを当てにした中で申請しているという部分もありますので、その点の捉え方といいますか、どのような形の申請で村が受けて、どういうふうな形で不採択になったのかという部分を少し詳しく説明していただければというふうに思っています。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 ただいまご質問いただきました中山間の事業の件でございます。

1,900万円執行した部分につきましては、3件分でございます。4件の当初予定ということで補正予算を計上させていただいたところでしたが、計画時点では生産者の方が国の基準にのっとって、土壌改良等を行う資材等の購入に当たる補助金なのですけれども、行われるという計画でございましたが、予算を計上した後、事業の実績の確認、行う際に基準どおり資材が入っていないことがわかりまして、こちらのほうにつきまして農政事務所等とも、全く行っていないわけではなかったものですから、ちょっと協議していたところなのですが、やはり要件を満たすことにはならないという最終判断になったものですから、交付決定までいただいている、国まで申請も上がって、内容審査も終わっていたものではございますが、結果的に不採択と申しますか、交付決定が取り消されたような形になったところでございます。

以上です。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 内容的には理解といいますか、ある程度わかったという部分ありますけれども、ただ残念なのは、私の思いが強過ぎるのかもしれませんが、国の基準に従って、今土壌改良という話をされて、改良材の投入が基準よりも下回ったという部分ありますけれども、国の審査機関も含めてある程度猶予期間があってという中で指導がある意味ではできなかったのかなと、そういう部分の助言ができなかったのかという部分が非常に私としては納得いかないというか、そういう部分があるので、最終的に精査して、ある程度助言もして、国の基準、これであればできるからやりなさいという指導をしたのか、それともせっぱ詰まってどうしようもならないから、では取り下げるという話になったのか、その点もう少し内容的に加えていただければありがたいというふうに思います。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 ご指摘のとおり、計画書の審査等は基準を満たしているかどうか十分審査した上で当然上げてございます。進捗の状況の管理が途中経過、基準に従ったポイント、ポイントでは見させていただくのですけれども、それのはざまにある時期に実際に行うべきことが行われていなかったというところが生産者の方の情報のこちらの入手がおくれたというところもございます。実際にもうこれからでは対応のしようがない時期にこちらも状況がわかったということもございまして、結果的にそのままの形で協議もさせていただいたところなのですが、結果としては通らなかったというようなことでございます。ご指摘

のとおり、もう少し早いうちからその辺の情報、補助事業者への指導等も含めながら確認をしていけばよかったのかなというふうにちょっと反省もしているところでございますが、以後こういうことのないように事業申請者と連携をとりながら状況把握等に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 種々ご説明ありがとうございます。いずれにしても私が心配しているのは、国の事業でやるということの重さを村並びに農業者は十分自覚して取りかからないと、基本的に不採択になった、取り下げたからいいという、僕はそういうことではないというふうに判断していますので、補助事業の執行に当たっては十分農業者に内容を説明し、十分理解を得た中で進めていただけるように、今後の課題もありますので、今後中山間の部分もありますので、その点を要望させていただきたいというふうに思います。

○議長 長 4 番、織田さん。

○4 番織田議員 89ページ、90ページの有害鳥獣駆除に関する事で質問いたします。

先ほど頭数、鹿云々、熊1頭どうのこうのというのは去年はわかりますけれども、前年よりふえているのか、減っているのか。それとあと、ハンターの方が新しい方がふえられたのか、あるいはそのまま続けられているのか。まず、その点質問いたします。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 駆除実績の前年比較でございますけれども、エゾシカにつきましては27年度と比較しまして34頭多くとってございます。ヒグマにつきましては2頭の減、キツネにつきましては27頭の減、カラスが8羽の減、ハトにつきましては115羽の減ということでございます。エゾシカにつきましては、計画、これは北海道にも認可を受けておりますが、各市町村駆除の計画を立てて実施をしてございます。それに伴って補助金、交付金等も一部いただいているところもございますけれども、更別村の駆除計画の頭数を超える頭数を昨年度も捕獲してございます。そのために計画変更を行って対応しているところでございますが、依然として被害の報告といえますか、そういったようなお話は聞くところでございます。今後も駆除には積極的に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、ハンターの数のご質問でございますが、28年度につきましては変わらずの体制ということでございましたが、今年度新たにお一人、狩猟の免許取得された方がございましたので、お若い方でございますので、まだ免許を取ったばかりということですので、しばらくは駆除隊の駆除活動に参加をしていただき、十分経験を積んでいただいて今後の駆除のほうのご活躍に期待をしているというところでございます。

以上でございます。

○議長 長 4 番、織田さん。

○4 番織田議員 大変鹿の駆除頭数がふえたという結果報告がございまして、またハンターも若い方がふえられた。先ほど報償金という話が出ましたけれども、何を基準に確保し

たという証明として報償金を支払っているのか、それをまず先に聞きたいと思います。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 捕獲の頭数の確認ということでございますけれども、エゾシカについては耳と尻尾を切り取っていただいて、そちらを提示していただくような仕組みでございます。

以上です。

○議長 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 そうしますと、本体が残りますよね、その本体をどのように処理されているのか。広尾あたりは、ジビエですか、そういう施設もあると聞きましたけれども、更別の場合はどのように処理しているのか。まさかその辺に投げてあるわけではないと思うのですけれども、埋める云々もあるかと思うのですけれども、衛生上の問題もあると思うし、その辺はハンターの高齢化という点で難しい点もあるかと思えますけれども、村としてどのように指導しているのかお伺いいたします。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 駆除検体の処理方法でございますけれども、基本的には許可の際に処分方法を付記した許可証を交付することになってございます。基本的にはその場での埋設処理というようなことでございますけれども、自家処理ということで搬出して自家処理をしていただくことも可能というところでございます。本村におきましては、加工施設と言いますか、処理施設を設けてございませぬので、搬出が不可能、また埋設が不可能といった場合には、管内の処理施設ございますけれども、そちらのほうに搬出が可能となるよう委託契約も結んでいるところでございます。実際には自家処理していただいている数がほとんどでございますので、そちらのほうに搬出する実績はほとんどないような形でございますが、その場で放置することができないのは駆除隊のほうにも十分お話、指導等もしているところでございます。

以上です。

○議長 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 ただいまの織田議員の関連質問になると思うのですけれども、今28年の駆除の実績の報告がございまして、ちょっと気になる点の確認をさせてください。鹿が34頭ほど前年よりふえているというご報告をいただきましたけれども、基本的には多面的機能の関係で既に上更別地区、鉄南地区も含めて、防護柵と言いますか、それを設置して侵入防止を図るという手段をとっているはずなのです。それに対して、今の鉄南地区というか、更別南地区になるのかな、という総評の中で、防護柵ができていたのであれば前年よりふえるという状況がちょっと理解できない部分があるので、その点の現況の多面的機能における防護柵の鹿の侵入の防止策の状況がどうなのかという部分のご説明をいただきたいのと、今駆除の中に入っていない、カラスだとかハトだとか熊だとかという部分がありましたけれども、ちょっと気になっているのが、新たに増頭しているかどうかは別にして、アライグマの関係がございまして。その点の状況を踏まえてどういう状況になっているのか、

わかる範疇で構いませんので、それらの説明をしていただければというふうに思います。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 鹿の防護柵のお話でございます。現在多面の事業ということでございまして、前身の農地・水の事業のときに上更別地域には防護柵を設置してございます。今般道営事業で、上更別地域までです。鉄南地域との境目のところまでしか柵はありませんので、そこから道営事業で今年度から新たに中札内村界のほうまで柵を回していくというのに着手をしております。ですので、現在のところは上更別地域の柵が設置されている状況から変わらない現状の中で駆除は続いているようなところでございます。捕獲の頭数がふえたイコール鹿の頭数もふえているということで、柵の効果云々のお話かなと思うのですが、実際には上更別の大樹の側から入ってくるのは過去から柵の効果で防げているのかなと思いますが、村営牧場以南の国有林側、そちら側には柵が今のところはありませんので、そちらから侵入してきたものがどうしても更別の中に滞在するということになるかと思っております。今回設置するのは、そちらの面に柵を設置しますので、侵入の抑制、またこれまで捕獲をする際に、鳥獣を追う際に大樹のほうに逃げられてしまうとそこからはもう銃を撃って駆除することが不可能になってしまいます。入ったものが柵で出ていかなくなるのではないかなというようなご心配の声もいただいているのですが、逆に出ていかないことによって、確実にしとめるという言い方が適切かどうかわかりませんが、そのような効果も期待をしまいたいと考えているところでございます。

アライグマの件でございますが、アライグマにつきましては有害鳥獣と申しますより特定外来種ということで扱われているところでございまして、こちらでも更別の中でも見かける頻度が高くなってきております。特定外来種の捕獲につきましても、見かけて、通報がありましたらわなを設置しまして、平均で1頭から2頭の捕獲は更別の中でもあるというような現状でございます。

以上です。

○議長 長 ほかによろしいですか。

(なしの声あり)

○議長 長 次に、89ページ、款7商工費に入ります。

補足の説明を求めます。

本内産業課長。

○産業課長 それでは、款7商工費につきまして補足説明させていただきます。

89ページごらんください。予算現額1億1,648万3,000円に対しまして、支出済額1億1,373万4,910円、不用額は274万8,090円でございます。

項1商工費について、同額でございます。

目1商工総務費、支出済額62万4,065円、不用額は8万935円でございます。主に消費生活相談事業に関する支出となっております。

91ページお開きください。目2商工業振興費でございます。支出済額7,159万6,955円、

不用額は205万3,045円でございます。節19負担金補助及び交付金の不用額205万3,045円でございますが、備考欄（１）、商工業振興対策経費の商工会運営助成金におきまして、年度途中に退職をされました補助員の欠員の補充が年度内にできなかったことから事業費が減少いたしまして、実績の精査により戻入となったものでございます。戻入時期が３月の補正時期を過ぎていたことから、不用額として出ているものでございます。備考欄（２）、商工業関係資金利子補給事業経費の実績につきましては、115万3,462円となっております。この利子補給事業の執行状況につきましては、各会計決算資料９ページをご参照いただきたいと思います。

目３観光費でございます。支出済額4,151万3,890円、不用額は61万4,110円でございます。節11需用費の不用額41万4,980円は、カントリーパーク及び情報拠点施設の修繕費の執行残が主なものでございます。備考欄（２）、情報拠点施設建設改修事業237万6,000円につきましては、道の駅の施設の老朽化していたボイラーの更新を行ったものでございます。備考欄（３）、カントリーパーク施設維持管理経費の節11需用費252万5,580円は、施設等の修繕によるものでございますが、老朽化しておりましたコテージのバルコニーとテラス、また管理人棟のバルコニーと給湯器及び暖房機、格納庫を修繕したものでございます。備考欄（５）、観光・物産総合振興事業でございますが、94ページをごらんください。節13委託料におきまして、シャクヤク栽培試験委託料136万800円を支出しているところでございます。節19負担金補助及び交付金894万4,800円でございますが、観光協会運営助成事業に424万3,000円、さらべつ大収穫祭実行委員会助成金300万円、国際トラクターBAMB A実行委員会助成金50万円、全日本ママチャリ耐久レース実行委員会助成金100万円が主な支出となっているところでございます。

以上で商工費の補足説明を終わります。

○議長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

４番、織田さん。

○４番織田議員 まず、91ページ、92ページに委託料ってありますよね、40万6,372円、予算書を見ますと消費者相談の云々となっていますけれども、実際どのような割合で行われたのか、まずお知らせください。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 消費生活相談業務につきましては、現在月２回福祉センターの１室をお借りして、中札内村の消費者協会に資格を持たれている方がいらっしゃるものですから、今は中札内村消費者協会さんに委託をして行っております。月２回の頻度ということでございます。そのほかに随時の申し出があった際に、高齢者のシルバーハウジングの入居者を対象とした出前講座ですとか、そういったことにも対応していただいているところでございます。

以上です。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 月2回の受講者といいますか、参加者はどのようになっているのか、ちょっとお知らせいただきたいと思います。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 消費生活相談室という相談窓口として開設しているものでございまして、講座というような形ではなく、個別のご相談を受け付ける窓口として設置をしております。年間多い、少ないございますけれども、利用頻度は余り高くないのが実態でございます。年間でも10件から20件の間ぐらい、金融相談も含めた中での相談は承って、毎回街頭放送も必ずかけてはいるところなのですが、なかなか地元では相談しにくいというお話もお聞きしているところでございますが、そのあたりも考慮して中札内の方をお願いしているところもあるのですが、利用の改善も含めて考えてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 92ページになりますけれども、予算のときにも確認したかと思うのですが、備考欄の(4)、商工業活性化事業の700万です。このプレミアム券にかわる商工の購買力を高めるという意味で、年に2回の抽せん券を含めた助成だというふうに伺ってございますが、この700万の算出といいますか、何をもって700万とするのか、何に充てているのかというような事業報告的なものはあるのでしょうか。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 こちらの事業は、商工会様が取り組んでおります中元売り出し事業と新春売り出し事業、この2本に対してそれぞれ200万、500万という配分で助成を行っているところでございます。かねてから地域経済の活性化に資する事業として商工会様のほうで取り組まれている事業に関する要望等もいただいていたところで、数年来実施をしているところでございます。プレミアム商品券があった年は、国の補助事業がプレミアム商品券というものでしか該当しないということで、こちらの事業をお休みをしてプレミアム商品券のほうで村のほうも手出しをしながら行ったところですが、その後の事業の継続をする際に、商品券の事業と現在行われている売り出しの事業、それぞれの比較等を商工会様ともご相談をさせていただきまして、商工会様のご意向としてはこちらの売り出し事業を継続していくほうが、商工業界の中で満遍なくお金が回りやすいのはこちらのほうであるというようなご意見もいただきまして、もとに戻した形で現在も事業を執行しているというような状況でございます。

以上です。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 これも前に確認したと思うのですが、その事業効果というのですか、700万というお金を商工会に充てた。購買力のために、では実際どのぐらい売り上げとして効果があったかということの検証はされていますでしょうか。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 事業実績等は、通常の補助事業と同様でございますので、補助事業の実績報告等をいただいているところでございます。その中で、それらの売り上げ状況といたしますか、この期間のどこのところかというような資料はいただいているところでございますので、そちらのほうを事業検証といたしますか、実績報告の中で確認をさせていただいているところでございます。今手持ちにちょっと持ち合わせておりませんので、もし詳しい内容が必要でございましたら、後ほどご提出したいなと思っております。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 ずっとやられているものをたまたまプレミアム券があったときにはちょっと休んで、また継続しているということですが、根本的な活性化に向けて私はもう一度振り出しに戻すべきかなという思いがでございます。本来購買力を高めるためには何が不足しているかということの検証が私から見ればちょっと足りないのかなど。要するにこの700万円を浄財として購買力を高めるといってもなかなか効果が上がりづらいのではないかなというふうに思うところなのですが、いろいろ市街地活性化についての補助金も含めて検討されていると思いますけれども、これはずっと続けるということになるか、ならないかは担当課長にはなかなか難しいと思うのですが、このほかに市街地活性化に対する物の考え方というのがありましたら、村長でよろしいのですけれども、何かありましたらお願いします。

○議 長 西山村長。

○村 長 私は、商工業の活性化、商店街の活性化にとっては不可欠ではないかというふうに思っております。と申しますのは、今年度採択をしていただきましたけれども、企業の新しい条例も制定をさせていただいたということで、招集の挨拶の中でも述べましたが、今非常に私としては村の中では活性化の兆しが見えているのではないかなというように思っております。商店や商店街に進出してくるとか、いろんな部分で出ています。それがこの大売り出しのときとか、まちの中の状況、私結構外を回っているのですけれども、車の状況とか、頻繁に行き来し合うとかというような状況が見られています。今大型遊具ができて、そして来年は熱中の関係のマルシェもいろんな部分も建っていきます。その部分を含めて、活性化の部分では今やって、それをある程度継続していかないとこれは商店街の活性化につながらないということで、後継者問題等のいろんな問題は山積しているわけですが、私は一つ一つその部分について上乗せをしながら、上乗せといたしますか、計画をしっかりと遂行しながらやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 91ページ、92ページの商工の観光費の中の（5）番、観光・物産総合振興事業について伺います。

この中で計画によりますと全日本ママチャリレースですか、それに100万円出しているわ

けなのですけれども、その実行委員会という実態をまずお知らせしていただくのと、これが毎年続いているのです。毎年続いている中で、更別の村民に対しての知名度というのですか、参加度合いというのですか、トラクターBAMBA50万に対して100万も出している割には余りにも差がある過ぎるのではないかという感じが私はしますので、その辺をひとつ伺います。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 ママチャリレースにつきましては、お話ありましたとおり回数も相当数重ねているところでございます。当初非常に本格的なサーキット場を使った自転車レース、個人が参加できるということで、レースに興味のない方も含めまして全国から参加者の方もいらしていただいています。現在のところ当初より人数は減りつつあるのは否めないところではございますが、現在も村外の方、道内、道外含めての方のほうが圧倒的に参加者は多いというような状況でございます。更別の中でも役場のチームもございまして、出場しているところはあるところでございますが、何チーム、何名出ているかまでの詳細については把握はしてございません。事業費につきましては、あれだけの施設の中で安全に7時間、8時間、12時間と最近時間も変わっておりますが、その期間を安全に過ごすためにはそれなりのスタッフ、経費等も当然かかるところでございますので、経費につきましては同額の100万円で計上しているところでございます。トラクターBAMBAとの比較のお話いただいております。こちらのほうは非常に観光客、来場者も多いことで、知名度等も相当村の知名度アップにも貢献をいただいているところでございまして、予算につきましては28年度は50万円ということでございましたが、本年度は増額をさせていただいているところでございますので、効果に見合った金額という観点も必要でございますが、その事業規模、かかる経費によるものというところもございまして、その辺は慎重にはかりながら支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長 長 ママチャリの実行委員会のメンバーということ。

本内産業課長。

○産業課長 ママチャリレースにつきましては実行委員会形式ということでございまして、村も実行委員の中には参画をしているところでございますが、実際の運営はほとんどが事務局を担っていただいているサーキットの運営会社のほうが行っているところでございまして、予算、決算等は確認をさせていただいているというようなことで、実行委員会形式で運営はされているということでございます。

○議長 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 次に、93ページ、款8土木費に入ります。

補足の説明を求めます。

佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 それでは、款 8 土木費について補足説明させていただきます。

款 8 土木費、予算現額 6 億 359 万 2,000 円、支出済額 5 億 8,976 万 932 円、不用額 1,383 万 1,068 円となっております。

項 1 土木管理費、目 1 土木総務費、支出済額 390 万 2,359 円で、不用額 1 万 8,641 円となっております。主な内容は、道路台帳管理と地籍管理となっております。現況調書につきましては、別冊の平成 28 年度各会計決算資料 14 ページをご参照願います。

項 2 道路橋りょう費、目 1 道路維持費、支出済額 1 億 840 万 7,587 円で、不用額 1,147 万 2,413 円となっております。主なものとして、備考欄（１）、道路維持補修経費の節 13 委託料の砂利採取積み込み業務委託料の採取量の減、95、96 ページをお開きください。節 14 使用料及び賃借料で道路清掃機械借り上げ料が対象路線数の減、備考欄（２）、除雪対策経費、節 13 委託料の除雪対策委託料が業務量の増となっております。また、備考欄（３）、建設機械等購入事業、補助においてグレーダーを更新しております。不用額の主なものは、（２）、除雪対策経費で除雪出動が予想より減となったことによる委託料の減が主な要因でございます。

目 2 道路維持改良費、支出済額 2,603 万 7,124 円、不用額 23 万 5,876 円となっております。主な事業は、街路灯の管理と村道舗装補修及び区画線設置工事を実施しております。備考欄（２）、道路補修対策事業の節 11 需用費で村道修繕箇所が増と節 15 工事請負費で村道舗装補修工事数量の増となっております。昨年度に街路灯補修事業で街路灯照明器具等取りかえ工事を実施しておりました。不用額の主なものは、備考欄（１）、街路灯維持補修費の節 11 需用費の電気料の執行残となっております。

目 3 道路新設改良費の支出済額 2 億 30 万 6,504 円で、不用額 1 万 1,496 円となっております。主な事業は、備考欄（１）、道路改良舗装事業、単独の節 15 工事請負費で事業内容は、道路整備として勢雄 17 号甲舗装工事、協和北 19 線改良工事、東 8 号南 5 線甲改良工事、南 6 線乙局部改良工事を実施しております。村道舗装強化として南 1 線、更別東 2 条線、東 13 号、旧広尾道路甲線のオーバーレイを実施しております。市街地において緑町 5、6 条線歩道新設工事、更別東 3、4、5 条線歩道改修工事を実施しております。昨年度に節 17 公有財産購入費で道路用地の購入をしておりました。また、節 12 役務費の積算システム改善使用料は、システムの見直しにより計上しておりません。

目 4 橋りょう維持改良費の支出済額 4,125 万 3,490 円、不用額 3 万 4,510 円となっております。主な事業は、備考欄（１）、橋りょう整備事業の節 15 工事請負費で 3 橋の橋梁補修工事を実施いたしました。97、98 ページをお開きください。節 19 負担金補助及び交付金で 54 橋の橋梁点検を実施いたしました。

目 2 から 3、4 の事業内容は、別冊の平成 28 年度各部門別主要な施策の成果及び予算執行の実績の概要の一般会計建設事業調べ、4 ページと 5 ページをご参照願います。

項 3 住宅費、目 1 住宅管理費の支出済額 5,519 万 5,991 円で、不用額 34 万 7,009 円となっております。主な事業は、備考欄（４）、村営住宅等改修事業、補助の節 15 工事請負費で、事

業内容は公営住宅の長寿命化のための改善として曙団地の屋根、外壁改修工事を実施しております。昨年度は、節18備品購入費で曙シルバーハウジングの消火器を更新いたしました。また、節23償還金利子及び割引料の村営住宅等敷金償還金は、統一的な取り扱いとするため、歳入歳出外現金に移動しております。不用額の主なものは、節7賃金で空き家公住の通路除雪がなかったことと節12役務費の公営住宅設備点検調整料の執行残が主なものでございます。

目2民間住宅整備費の支出済額は2,099万3,000円で、不用額170万円となっております。備考欄(1)、太陽光発電システム普及促進事業は、設置工事助成として住宅用4件、事業用1件に助成しております。備考欄(2)、民間住宅建設促進事業は、個人の住宅建設助成として17件に助成しております。備考欄(3)、住宅改修支援事業は、平成28年度から開始の住宅リフォーム支援事業でありまして、14件に助成しております。不用額につきましては、太陽光発電システムの普及促進事業及び民間住宅建設促進事業の執行残となっております。

目3住宅建設費の支出済額1億3,366万4,877円で、不用額1万1,123円となっております。主な事業は、備考欄(1)、村営住宅等整備事業補助で、住生活基本計画及び公営住宅長寿命化計画により、節13委託料で曙団地公営住宅新築工事実施設計委託業務を実施しております。99、100ページをお開きください。節15工事請負費で若葉団地の建てかえ工事を実施しております。

目1と3の事業内容は、別冊の平成28年度各部門別主要な施策の成果及び予算執行の実績の概要の一般会計建設事業調べ3ページをご参照願います。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ございませんか。

2番、太田さん。

○2番太田議員 95、96ページになると思うのですがけれども、道路改修について幼稚園の前の分譲地のあの近辺の道路改修のことだったかなと思うのですがけれども、あそこの分譲地をつくる上で道路をつくったと、その道路の途中、コンクリートの途中に街灯がひっかかってある、ということはこれ今後に向けて何かそういった、僕はあれでつきりずらすのかなと思って見ていたのですがけれども、まだずれていなかったりとかして、宅地分譲して、道路をつくって、道路をつくったけれども、その道路の通り道に街灯があると。そういったことはこの道路改修事業の中では含まれていなかったのか、それは今後どういった考えがあるのかご説明願います。

○議長 長 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午後 5時39分 休憩

午後 5時53分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 今の話、現地確認させていただいて、あすの対応でよろしいでしょうか。あす報告という形にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 そういうふうに決めさせていただきます。

ほか質疑をいただきます。

1 番、安村さん。

○1 番安村議員 97ページ、98ページの住宅費の関係の目2の民間住宅の整備費についてのご質問をさせていただきたいというふうに思います。

太陽光発電並びに民間住宅の促進、住宅の改修にかかわる部分の予算計上ということで、村の活性化のためにということで計画を立てながら強固に推進しようという意思は十分理解できるわけですが、まして補正予算の中で今般需要がある程度見込めないという中で440万の減額の修正案を提案してということで、なおかつ170万円の不用額が出たということでございます。これについて、1 番目の太陽光システム並びに民間住宅の建設、改修にかかわるものということで、つらつら見ていますと改修にかかわるものについてはおおむね計画どおり進めている状況がうかがえますけれども、ただ太陽光システムと民間の住宅建設については1 カ月や50日で作くり上げることはできないものでありまして、不用額についての捉え方が逆に言えば、ぎりぎりまで待ったという理論よりは、ある程度事前に把握できるのではないかという見方ができるのではないかと思いますけれども、その点確かに一回減額の補正していますから、期待を込めてそのままきたということもあるかもしれませんが、その捉え方についてちょっと疑問が残りますので、その点の説明していただければ。最終的に太陽光システムの発注といいますか、その申請がいつ出ているのか、あるいは民間住宅の建設に対する最終的な要望申請がいつ出ているのか、その点の説明をいただければというふうに思います。

○議 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 最終的なというのは、ちょっと今資料を持ち合わせておりませんので、後になりますけれども、不用額の話ですけれども、ご指摘のとおり落としたということで、1 件ずつだけ見させていただいているのです。それぞれ1 件ずつのお金です。太陽光であれば20万1 件、それから民間住宅で1 件で150万と見させていただいているのですけれども、これについては考え方というのもありますので、これは整理して、もし落とせるものであれば落とすというような方向で進めていきたいなというふうに考えております。それは来年度以降になりますけれども。最終はいつかという話は、ちょっと今手元に資料がないものですから、それは後での報告でもよろしければ報告させていただきたいと思いますけれども、よろしいですか。

○議 長 安村議員、よろしいですね。

○1 番安村議員 はい、よろしいです。

○議 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 ごさいました。大変申しわけございません。

太陽光発電につきましては、最終日時は3月22日でございます。それから、民間住宅におきましては11月8日が最終と、これは払い出しの日ですけれども、これが最終の日ということとなっております。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 ありがとうございます。太陽光システムについてはある程度の期間という部分あったのですけれども、私が述べたいのは、11月にもう決まっているのであれば、12月もありますし、そういう部分の精査は図れるのではないかとということで、細かい話かもしれませんが、それらについて十分注意しながら、予算執行でございますので、それらは的確に提案していただきたいということで要望したいというふうに思います。

○議 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 今ありましたように、精査というか、考えさせていただきまして、対応ができるようであれば補正で落とすということも考えていきたいというふうに考えております。

○議 長 ほか質疑ございませんか。よろしいですね。

(なしの声あり)

◎延会の議決

○議 長 お諮りをいたします。

本日の会議はこれまでとし、9月12日午前10時から再開をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、9月12日午前10時から本会議を再開することに決定をいたしました。

◎延会の宣告

○議 長 本日は、これをもって延会をいたします。

(午後 5時59分延会)